

大月町地域防災計画

(一般対策編)

平成27年 2月26日

平成28年 3月改訂

平成30年 1月改訂

平成30年10月改訂

令和2年 7月改訂

令和3年 6月改訂

大月町防災会議

— 目 次 —

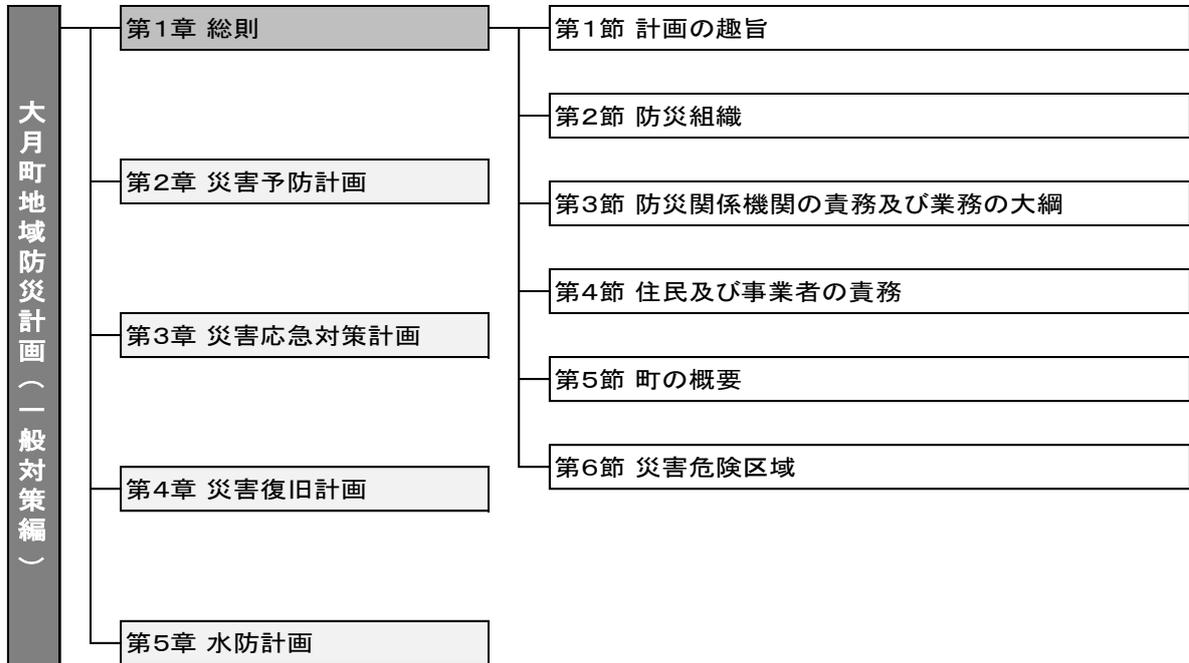
第1章 総則	1
第1節 計画の趣旨	2
第2節 町の防災組織	6
第3節 防災関係機関の責務及び業務大綱	7
第4節 住民及び事業者の責務	15
第5節 町の概要	16
第6節 災害危険区域	32
第2章 災害予防計画	35
第1節 防災まちづくり	37
第2節 災害に強い土地利用の推進	39
第3節 風水害予防計画	40
第4節 地すべり、土石流、がけ崩れ予防計画	44
第5節 農林水産予防計画	45
第6節 建築物災害予防計画	47
第7節 火災予防計画	48
第8節 林野火災予防計画	54
第9節 危険物等災害予防対策	56
第10節 気象業務計画	58
第11節 ライフラインの災害予防計画	59
第12節 防災施設、設備の整備計画	61
第13節 緊急物資確保対策	62
第14節 情報収集・伝達体制の整備	64
第15節 防災活動体制の整備	66
第16節 防災知識普及計画	68
第17節 防災訓練計画	72
第18節 自主防災組織	74
第19節 企業防災	78
第20節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	79
第21節 要配慮者への対策	87
第22節 災害時医療救護対策	92
第23節 緊急輸送活動対策	94
第24節 防疫・消毒・環境衛生体制の整備	95
第25節 罹災証明書交付体制の整備	96
第26節 防災ボランティア活動の環境整備	97

第3章 災害応急対策計画	99
第1節 組織計画	101
第2節 動員計画	114
第3節 予警報等の受領、伝達計画	121
第4節 災害情報等の収集、報告計画	128
第5節 災害通信計画	133
第6節 応援要請計画	136
第7節 災害広報計画	138
第8節 消防計画	141
第9節 避難計画	146
第10節 要配慮者対策	153
第11節 被災者台帳の作成	154
第12節 災害救助計画	156
第13節 救出計画	158
第14節 食糧供給計画	160
第15節 被服等生活必需物資供給計画	163
第16節 給水計画	165
第17節 応急仮設住宅建設及び住宅応急修理計画	167
第18節 障害物除去計画	170
第19節 医療救護計画及び保健活動計画	172
第20節 死体の捜索及び収容・埋葬計画	177
第21節 防疫活動計画	180
第22節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理	182
第23節 清掃計画	183
第24節 道路施設災害対策計画	186
第25節 交通規制計画	187
第26節 輸送計画	189
第27節 労務供給計画	192
第28節 文教対策計画	197
第29節 農林水産業対策計画	200
第30節 義援金品の受付、配分	202
第31節 自衛隊派遣要請計画	203

第4章 災害復旧計画	207
第1節 復旧・復興の基本方針.....	208
第2節 計画的復興の進め方.....	209
第3節 公共施設の災害復旧.....	210
第4節 災害復旧に伴う財政援助の確保.....	212
第5節 民間施設等の災害復旧資金対策.....	214
第5章 水防計画	217
第1節 目的.....	218
第2節 水防事務の処理.....	218
第3節 水防本部の設置及び水防体制.....	219
第4節 水防巡視等.....	221
第5節 水防倉庫及び水防資機材.....	222
第6節 水防活動等.....	223
第7節 公用負担.....	226
第8節 水防活動報告.....	228
第9節 水防工法.....	232

第1章 総則

<本章の構成>



第1節 計画の趣旨

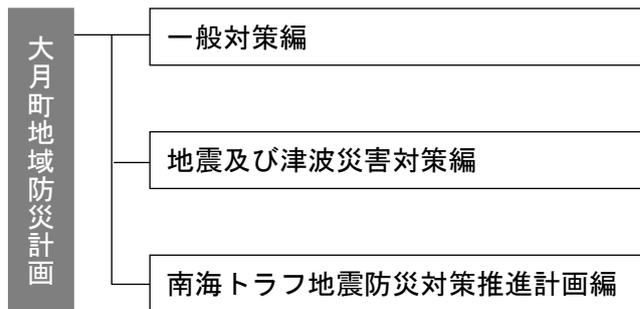
1. 計画の目的

大月町地域防災計画(以下『防災計画』という。)は災害対策基本法(昭和36年法律第23号)第42条の規定に基づき、町民の生命、身体及び財産を保護するために、大月町地域内の防災について、町並びに防災関係機関、地方行政機関、各種公共的団体、防災上の重要な施設の管理者、住民の有機的な連携のもと、効果的な防災活動を実施することを目的とする。

2. 大月町地域防災計画の構成

大月町地域防災計画の構成は以下のとおりであり、「一般対策編」、「地震及び津波災害対策編」、「南海トラフ地震防災対策推進計画編」の3編で構成される。

※土砂災害警戒避難体制については、別に定める「大月町土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。



3. 計画の種別と内容

防災計画は、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画について、大月町地域内において過去に発生した災害の状況及びこれに対処した諸対策を基礎資料とし、想定される災害に対してそれぞれ定めたものであり、その主旨は次のとおりである。

計画	主旨
災害予防計画	災害の発生を未然に防止するために行うための計画で、防災施設の新設、改良、防災訓練、防災知識の普及等に関する事項について定める。
災害応急対策計画	災害の発生するおそれがある場合、または災害が発生した場合に災害の発生を防御し、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、救助、衛生等の事項について定める。
災害復旧計画	災害発生後、被災した諸施設を復旧し、将来の災害に備えるための計画とする。

4. 重点を置くべき事項

本町は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきたが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきた。

このため、本町においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

また、自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

さらに、地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

5. 防災理念

5-1. 防災理念

本計画は、大月町の将来計画を防災面から支える計画であり、大月町総合振興計画との整合を図る必要がある。

このため、本計画における防災理念については、大月町の将来ビジョンである『住民が「住みたい、住める、住んでよかった町づくり」』を支える3つのテーマ「①産業振興と若者が定住できるまちづくり」、「②みんなが安心して暮らせるまちづくり」、「③町民が主人公のまちづくり」のうち、防災との関係が深いテーマである「②みんなが安心して暮らせるまちづくり」を選定した。

【大月町の防災理念】

みんなが安心して暮らせるまちづくり

5-2. 防災理念を支える4つの柱

本町の防災理念「みんなが安心して暮らせるまちづくり」の実現に向け、防災理念を支える4つの柱を次のとおり定める。

【防災理念を支える4つの柱】

1 人づくり	町民の防災意識の普及、啓発による災害に強い人づくり
2 組織づくり	自主防災組織、消防団、女性防火クラブ等の組織の充実及び活動促進
3 施設整備	災害から命や財産を守る防災関連システムの充実と各種防災施設の整備
4 助けあい	自助、共助、公助の理念の実践による、支え合い助け合える地域社会の構築

6. 計画作成の基本的事項

防災計画の作成に当たっては、大月町の地勢、気象、特に長い海岸線によって起こりうる災害を想定し、大正9年の大洪水、昭和21年の南海地震、昭和36年、39年、40年の台風災害、平成13年9月の高知県西南部豪雨災害の経験をふまえ、また平成7年の阪神、淡路大震災や来るべき南海地震を考慮して作成する。

7. 防災計画の修正

防災計画は毎年4月1日時点をもって防災会議において検討し、必要な修正を加えるとともに、必要に応じて随時修正することができる。

8. 関係機関の防災計画との関係

本防災計画は、関係機関(高知県防災会議)の作成する防災計画と密接な連携を保ち、完璧を期するものとする。

9. 防災計画の周知徹底

防災計画は、町民にその要旨を公表し、関係行政機関及び公共的団体並びに防災に関する主要な施設の管理者、地区長会、地区防災会等に対してあらゆる機会を通じて広く周知徹底を図る。

10. 計画の効果的な推進

防災関係機関は、これらの防災計画を効果的に推進するため、他機関との連携を図りつつ次の3点を実行する。

- ア. 必要に応じて、本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ。）の作成と訓練等による周知徹底
- イ. 計画、アクションプランの定期的な点検
- ウ. 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

11. 用語の定義

本計画における用語の定義は、次に示すとおりである。

用語	説明
住民	町の地域に住所を有する者をいう。他地域から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等も含める。
要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の特に災害時に配慮を要する方をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方をいう。
防災関係機関	国、県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関する機関をいう。
県	県の部局、県警察及び出先機関、教育委員会等をいう。
町	町の部課、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防本部、消防署、消防団を含む。）をいう。
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊をいう。
ライフライン	電力、ガス、上下水道、工業用水道及び通信の施設をいう。
指定緊急避難場所	災害から一時的に避難するため、町が指定した場所をいう。
津波避難場所	避難場所のうち、津波から一時的に避難するための高台や津波避難ビル等、町があらかじめ指定した場所や施設をいう。
指定避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送ることを目的に、町が指定した建物等をいう。

第2節 町の防災組織

本町の防災対策に関係のある防災組織は次のとおりである。

機関名	概要
大月町防災会議	大月町防災会議条例(昭和38年大月町条例第2号)によって設置された組織であり、この所掌事務は、本町における地域防災計画を作成し、この実施の推進を図るとともに災害発生時における情報の収集等を任務とする。
大月町災害対策本部	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第7項の規定にもとづく大月町災害対策本部条例(昭和38年条例第3号)による組織であり、町長を本部長とし、所属する職員により構成し、町の地域に係る災害の予防、応急対策及び復旧を実施する。
大月町水防本部	町長を水防管理者とし、町域内の水防を統括するため設置されている機関であるが、大月町災害対策本部が設置されたときは、同本部の組織の一部として、その事務又は業務を処理する。

第3節 防災関係機関の責務及び業務大綱

1. 防災関係機関の責務

防災関係機関は、その責務を果たすため相互に連携・協力しながら防災にかかる事務又は業務を遂行する。

防災関係機関の責務は次のとおりである。

防災関係機関	責務
大月町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の生命、身体並びに財産を災害から保護するため、防災の第1次責任者として、大月町地域防災計画を作成するとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体及び町域内の公共的団体、並びに防災上重要な管理者及び町民の協力を得て、災害予防、災害応急対策、及び災害復旧等の防災活動を実施する。 ○ また、住民及び事業者から防災訓練の実施や避難行動要支援者等の避難支援体制の構築といった自発的な防災活動の計画を地区防災計画の素案として提案を受け、必要があると認める場合は、大月町地域防災計画に、地区防災計画を定める。
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法令及び高知県地域防災計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行う。 ○ 特に南海トラフ地震対策の総合的な推進を図るため、全庁的な組織〔高知県南海トラフ地震対策推進本部〕を設置し、南海トラフ地震対策の検討や総合的な調整を行い、施策の円滑な推進を図る。 ○ 被災により町が応急対策の全部又は大部分を行うことが不可能になった場合は、応急措置の全部又は一部を町に代わって行う。 ○ また、防災に関する広域的な相互支援に関する協定の締結等を進め、市町村域、県域を越えた広域防災支援体制を構築する。
指定地方行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。
指定公共機関及び指定地方公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業協同組合、商工会、社会福祉協議会等の公共的団体及び石油等危険物保管施設、津波避難場所として適当な空間を有する施設等の防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

2. 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

各防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は以下に示すとおりである。

2-1. 地方自治体

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
大月町 幡多西部消防組合 大月分署	ア. 町地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 イ. 防災会議に関する業務 ウ. 防災に関する組織の整備 エ. 避難行動要支援者名簿の作成及び活用 オ. 防災に関する調査研究、知識の普及、教育及び訓練の実施 カ. 自主防災組織の育成・指導、その他住民の自発的な防災活動の促進 キ. 防災に関する物資及び資材の備蓄・整備及び点検 ク. 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 ケ. 災害に関する情報の伝達、収集、災害広報及び被害調査 コ. 避難の勧告又は指示及び避難所の開設 サ. 火災、震災、津波、風水害その他の応急処置 シ. 被災者の救助及び救護活動 ス. 被害者に対する救援及び保護 セ. 交通対策及び救急輸送の確保 ソ. 食糧、医薬品、その他物資の確保 タ. 災害時における清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 チ. 災害を受けた児童、生徒の応急教育 ツ. 災害復旧・復興の実施 テ. 公共土木施設及び農業用施設等に対する応急措置 ト. 農作物、家畜及び林産物に対する応急措置の指導 ナ. その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置
高知県	ア. 県地域防災計画の作成及びこれに基づく対策の実施 イ. 防災に関する組織の整備 ウ. 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ. 自主防災組織の育成支援、その他住民の自発的な防災活動の促進 オ. 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ. 防災に関する施設及び設備の整備及び点検 キ. 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク. 市町村が実施すべき避難の勧告及び避難所の開設の代行 ケ. 水防その他応急措置、市町村が実施すべき応急措置の代行 コ. 被災者の救助及び救護活動 サ. 緊急輸送の確保 シ. 食料、医薬品、その他物資の確保 ス. 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 セ. 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 ソ. その他災害の発生の防衛又は拡大防止のための措置 タ. 災害復旧・復興の実施

2-2. 指定地方行政機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	ア. 管区内各県警察の災害警察活動に係る相互援助の指導及び調整 イ. 他管区警察局及び警察庁との連携 ウ. 管区内防災関係機関との連携 エ. 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 オ. 警察通信の確保及び統制 カ. 管区内各県警察への気象警報等の伝達 キ. 広域緊急援助隊の運用
宿毛警察署 弘見駐在所 姫ノ井駐在所	ア. 災害時における住民生活の安全確保
四国財務局 高知財務事務所	ア. 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 イ. 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 ウ. 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 <ul style="list-style-type: none"> ・災害関係の融資 ・預貯金の払戻及び中途解約 ・手形交換、休日営業等の配慮 ・保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 ・その他非常金融措置 エ. 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付け オ. 地方公共団体に対する短期資金の貸付け カ. 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け
四国厚生支局	ア. 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局	ア. 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防護 イ. 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 ウ. 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 エ. 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の把握、営農資材の供給及び病虫害防除所及び家畜保健衛生所の災害状況の把握 オ. 農地、農業用施設等に係る災害復旧事業等の支援 カ. 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
四国森林管理局	ア. 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 イ. 国有保安林の整備保全 ウ. 災害応急対策用木材（国有林）の供給 エ. 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	ア. 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 イ. 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	保 ウ. 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	ア. 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 イ. 危険物等の保安の確保 ウ. 鉱山における災害の防止 エ. 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局 高知運輸支局	ア. 災害時における自動車による輸送の斡旋 イ. 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋
大阪航空局 高知空港事務所	ア. 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 イ. 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
宿毛海上保安署	ア. 海上災害に関する警報等の伝達及び警戒 イ. 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 ウ. 海上における人命救助 エ. 避難者、救援物資等の緊急輸送 オ. 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 カ. 海上における流出油事故に関する防除措置 キ. 船舶交通の制限、禁止及び整理、指導 ク. 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限、禁止及び荷役の中止 ケ. 海上治安の維持 コ. 海上における特異事象の調査
高知地方気象台	ア. 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 イ. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 ウ. 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 エ. 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	ア. 各種非常通信訓練の実施及びその指導 イ. 高知県非常通信協議会の育成指導 ウ. 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 エ. 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 オ. 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	ア. 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 イ. 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 ウ. 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 エ. 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 オ. 労働条件の確保に向けた総合相談

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
	カ. 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 キ. 被災労働者に対する労災保険給付 ク. 労働保険料の納付に関する特例措置 ケ. 雇用保険の失業認定の実施 コ. 被災事業所離職者に対する求職者給付の実施
四国地方整備局	ア. 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 イ. 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 ウ. 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 エ. 直轄河川の水質事故対策、通報等 オ. 直轄ダムの放流等通知 カ. 港湾、海岸、空港の建設、改良による災害防止 キ. 港湾、海岸、空港の災害応急対策 ク. 港湾、海岸、空港の災害復旧事業及び流出油の防除 ケ. 災害関連情報の伝達及び提供 コ. 災害ポテンシャル情報等に関する普及及び啓発活動 サ. 公共土木施設の応急対策及び復旧、地域の復興等に関する応援及び支援
中国四国防衛局	ア. 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 イ. 災害時における米軍部隊との連絡調整

2-3. 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	ア. 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 イ. 県、市町村が実施する防災訓練への協力 ウ. 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索及び救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員及び物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去） エ. 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

2-4. 指定公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本電信電話(株)	ア. 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ. 災害非常通話の確保及び気象警報の伝達
(株)NTTドコモ四国 KDDI(株) ソフトバンク(株)	ア. 電話通信設備の保全及びその災害復旧 イ. 災害非常通話の確保
日本郵便局(株)	ア. 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ. 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ. 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ. 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 オ. 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 カ. 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い キ. 通信病院の医療救護活動 ク. 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 ケ. 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
大月町内郵便局	ア. 災害時における郵便業務の確保
日本銀行	ア. 現金の確保及び決済機能の維持 イ. 金融機関の業務運営の確保 ウ. 非常金融措置の実施
日本赤十字	ア. 災害時における医療救護活動 イ. 死体の処理及び助産 ウ. 血液製剤の確保及び供給の為の措置 エ. 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 オ. 被災者に対する救援物資の配布 カ. 義援金の募集受付 キ. 防災ボランティアの登録及び育成 ク. 防災ボランティアの活動調整 ケ. 各種ボランティアの調整、派遣
日本放送協会	ア. 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 イ. 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 ウ. 生活情報、安否情報の提供 エ. 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路(株)	ア. 管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道(株)	ア. 鉄道施設等の保全 イ. 救助物資及び避難者の輸送の協力
四国電力(株)	ア. 電力施設の保全、保安 イ. 電力の供給

指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
四国ガス(株)、(一社)高知県エルピーガス協会	ア. ガス施設の保全、保安 イ. ガスの供給 ウ. 避難所への支援
(株)高知放送、(株)テレビ高知、高知さんさんテレビ(株)、(株)エフエム高知	ア. 気象警報等の放送 イ. 災害時における広報活動 ウ. 県民に対する防災知識の普及 エ. 県民に対する災害応急対策等の周知徹底 オ. 生活情報、安否情報の提供
土佐くろしお鉄道(株)	ア. 鉄道施設等の保全 イ. 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通(株)、(一社)高知県バス協会	ア. 災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知トラック協会	ア. 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県建設業協会	ア. 災害時における公共土木施設及び公共施設等に関する応急対策業務への協力
(公財)高知県消防協会	ア. 防災・防火思想の普及 イ. 消防団員等の教養・訓練及び育成の実施 ウ. 災害時要援護者等の避難支援への協力
(社福)高知県社会福祉協議会	ア. 要配慮者等に関する地域の防災対策への協力 イ. 災害時における福祉施設の人材確保の協力 ウ. 災害時におけるボランティア活動 エ. 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付
(株)高知新聞社	ア. 県民に対する防災知識の普及 イ. 災害時における広報活動 ウ. 災害時における生活情報、安否情報の提供
(一社)高知医師会	ア. 災害時における医療救護活動 イ. 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社)高知県看護協会	ア. 災害時における看護活動及び要配慮者等の健康対策 イ. 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(一社)高知県歯科医師会	ア. 災害時における歯科医療救護活動 イ. 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動
(公社)高知県薬剤師会	ア. 災害時における薬剤師の派遣 イ. 大規模災害時における「高知県災害時医療救護計画」に基づく県医師会、各郡市医師会、県歯科医師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力した医療救護活動

公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
高知県農業協同組合、 大月町森林組合、 すくも湾漁業協同組合	ア. 共同利用施設等の保全 イ. 被災組合員への対策指導及び資機材、融資の斡旋 ウ. 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
大月町商工会	ア. 被災商工業者への対策指導及び資機材、融資の斡旋 イ. 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力
(福)大月町社会福祉協議会	ア. 災害ボランティア活動体制の整備 イ. 被災者の自立的な生活再建支援のための生活福祉資金等の融資の斡旋 ウ. 災害ボランティア本部の設置、運営 エ. ボランティアに対する支援の実施
危険物施設管理者	ア. 危険物施設等の保全と保安対策等による安全確保 イ. 災害応急措置の実施 ウ. 平常時における災害予防体制の整備 エ. 町その他の機関が行う防災活動への協力
社会福祉施設管理者	ア. 施設入所者や利用者の安全確保
(社)幡多医師会	ア. 災害時における救急医療活動 イ. 大規模災害時における他機関と協力した救急医療活動
(社)高知県歯科医師会幡多支部	ア. 災害時における救急医療活動 イ. 大規模災害時における他機関と協力した救急医療活動
(社)高知県薬剤師会幡多支部	ア. 災害時における救急医療活動 イ. 大規模災害時における他機関と協力した救急医療活動
(社)高知県看護協会幡多支部	ア. 災害時における救急医療活動 イ. 大規模災害時における他機関と協力した救急医療活動
医療機関	ア. 被災者の診療及び救護
文化事業団体 (婦人会・PTA等)	ア. 被災者の応急諸対策の活動及び義援金品の募集等への協力

第4節 住民及び事業者の責務

住民及び事業所の責務は以下のとおりである。

主体	責務
住民	<p>自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力に努める。</p>
事業者	<p>事業者は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。</p> <p>また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐水化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検及び見直しなどの事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>○事業者が災害時に果たす役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員や利用者等の安全確保 ・二次被害の防止 ・事業の継続 ・地域への貢献及び地域との共生

第5節 町の概要

1. 自然的条件

本町は、黒潮の恩恵を受け気候は温暖(平均 17.1 度)で植物の生育には最も適しているが、台風の常襲地域であるため、大正9年の台風による大被害をはじめその都度作物並びに諸施設は被害を被っている。風向は、春から夏にかけては南西の季節風が、秋から冬にかけて気圧配置が西高東低になったときは、水蒸気を多く含んだ北西の季節風が強く吹き、台風に準ずるような被害をもたらすこともある。降水量は平均 2000 ミリ程度であり、降水量の多い高知県の中にあっては少雨の地域と言える。

海岸部については、西海岸は主にリアス式で、高さ 50m～100mの絶壁のところが多く凹部に漁村及び漁港が形成されている。一方東海岸は湾入の少ない平坦な漁村が形成されている。

内陸部は起伏の少ない丘陵性の山林が多く、西方部、東方部の連山によって町の中心地である弘見の周辺部は盆地を形成し、洪水時に氾濫しやすいとされる求心型の水系模様となっている。大きな河川はなく水源には恵まれない。

地質は、中生層で花崗岩は今でも石垣、根石、捨て石等に利用されている。

2. 地理的条件

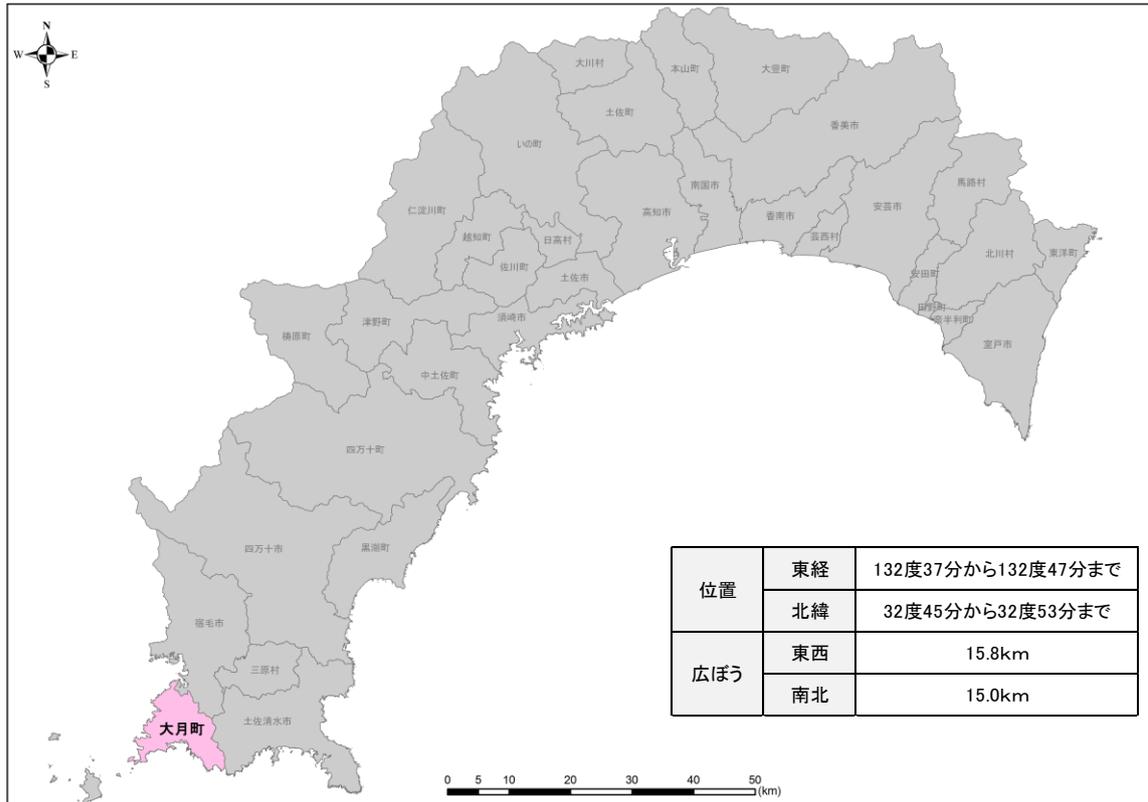
本町は、東経 132 度 37 分から 132 度 47 分、北緯 32 度 45 分から 32 度 53 分にあつて、高知市から 150 k m、土佐くろしお鉄道宿毛駅から 13 k m程度の距離にあり、高知県の西南端に位置している。

そして、北は宿毛市、東は土佐清水市、西は宿毛湾、南は太平洋に接し、東西 15.8 k m、南北 15 k mで総面積は 102.94 k m²である。その内 78%を山林が占めている。

集落は山間部と海岸部に 36 地区が点在しており、その中で 18 地区が海岸部に属し、全て津波には弱い地域である。特に西海岸の 6 地区は、中心地の弘見から遠距離(10 k m～20 k m)にある上、県道及び町道整備の遅れから道路事情が劣悪で、地震や集中豪雨時には崖崩れが発生する状況にあるため、道路交通網が遮断され、陸の孤島となる条件を備えている。この地域における地震災害時の緊急避難並びに緊急輸送体制については、海路を中心とした綿密な計画が必要である。

本町の地理的条件下で地震災害として考えられるのは、第一に津波による災害、第二に火災、第三に急傾斜地の崩壊等である。町内には 298 箇所の土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊：212 箇所、土石流：86 箇所)があり、危険な地域で生活している人たちも 600 世帯を越えているので、地域の機能を停滞させない防災対策を急がなければならない。

輸送体制としては、町所有の車両(85 台※R2.4 現在)を使用し、不足する場合は他の公共団体や民間団体へ協力を要請し確保する。また、ヘリコプターや船舶等については災害の実情に合わせて要請するものとする。船舶は各漁業協同組合を通じて所有者に協力を要請する。



(1) 大正の大洪水

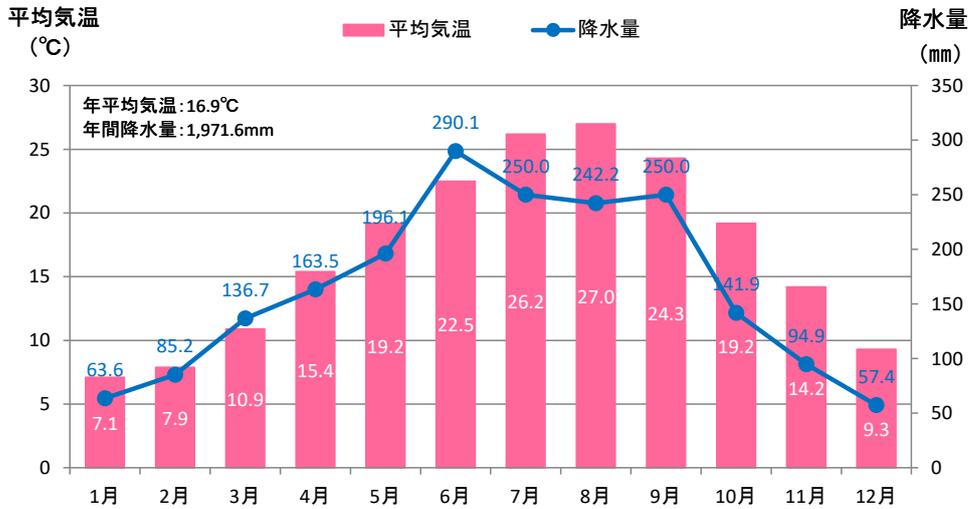
発生年月日	大正9年(1920年)8月15日
原因	台風
状況	足摺岬に上陸し幡多西部を通過した台風は、高知県下へ死者187名、家屋の全半壊2484世帯という被害を与えた。
被害	○死者19人(竜ヶ迫18、弘見1) ○家屋全壊45世帯、半壊55世帯

(2) 平成13年9月高知県西南部豪雨災害

発生年月日	平成13(2001年)9月6日
状況	9月5日夜から、西日本上空に活発な秋雨前線が停滞し、この前線に向かって日本の東海上にある太平洋高気圧のふちを回り、前線に向けて流れ込む暖気流と台風16号からの水蒸気の補給により、大気の状態が不安定となった。この影響により6日未明からこの暖気流が高知県西南部の非常に狭い範囲に収束しながら流入し、「湿舌」と呼ばれる現象が起こり、6日未明から早朝にかけて強い雨雲が次々と発生し雷を伴った激しい雨が降り続いた。5日からの降水量は弘見観測所で577mm、24時間雨量は517mm、時間最大雨量は110mmという記録的な大雨となる。
被害	○負傷者5人(重傷3人、軽傷2人) ○家屋全壊7棟、半壊51棟、床上浸水240棟 ○その他、道路、河川、農林施設、水産施設、水道施設等に甚大な被害を受ける。

4. 気象

(1) 月別気温及び降水量（1981年～2010年の平年値）



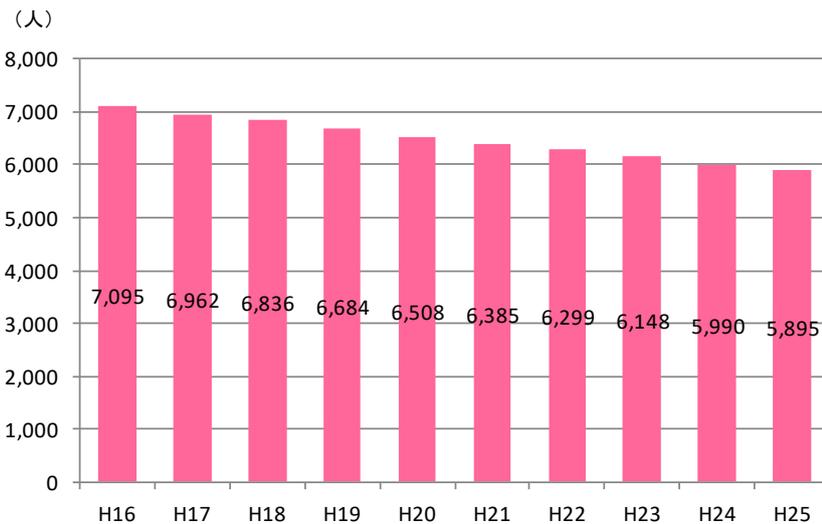
5. 社会的条件

5-1. 人口

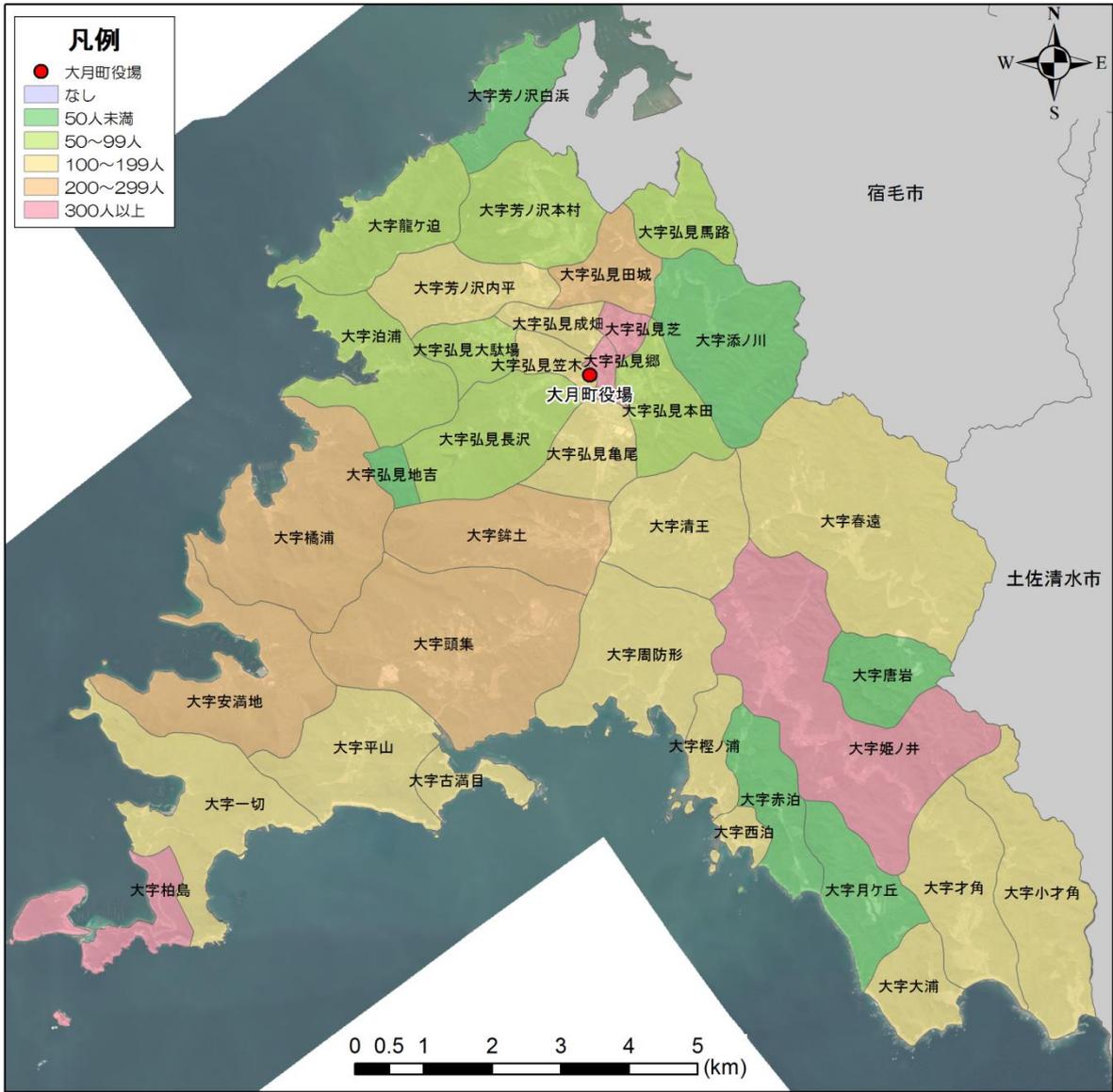
本町の人口は、5,895人、世帯数2,832戸(平成25年)、自然的にも社会的にも人口は漸減傾向にある。

人口密度は、1平方キロメートル当たり約57.2人であるが、山地が多く、平坦地が少ないため町の中心地である弘見地区等に人口が集中している。

《人口の推移》



《地区別人口》



資料：総務省統計局「国勢調査」(H22)

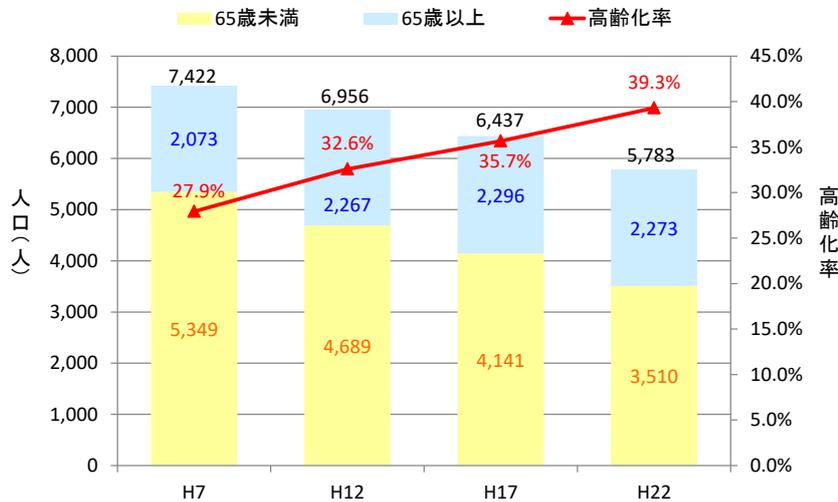
5-2. 高齢化

本町では、過疎化、少子化等を要因とする急激な高齢化が進んでおり、平成22年4月1日現在の人口構成は、人口5,783人のうち65歳以上の高齢者が2,273人、高齢化率は39.3%に達している。

また、高齢者の世帯数は1,574世帯、その中で高齢者の一人暮らしは548世帯（うち海岸部は329世帯（60.0%））、高齢者夫婦のみで暮している世帯が379世帯（うち海岸部は221世帯（58.3%））である。

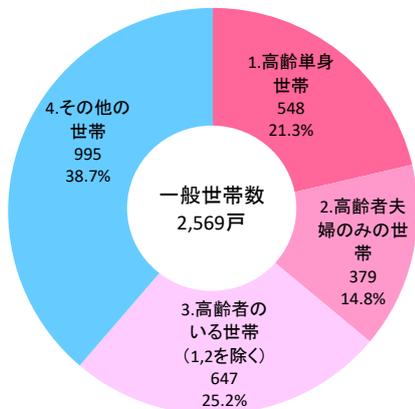
このような状況を考えて、特に地震、津波災害時における海岸部の高齢者に対する避難、食料、物資等の救援対策は綿密な計画のもと最優先して行われなければならない。

《人口構成・高齢化率の推移》



資料：総務省統計局「国勢調査」（各年）

《高齢者世帯の状況》

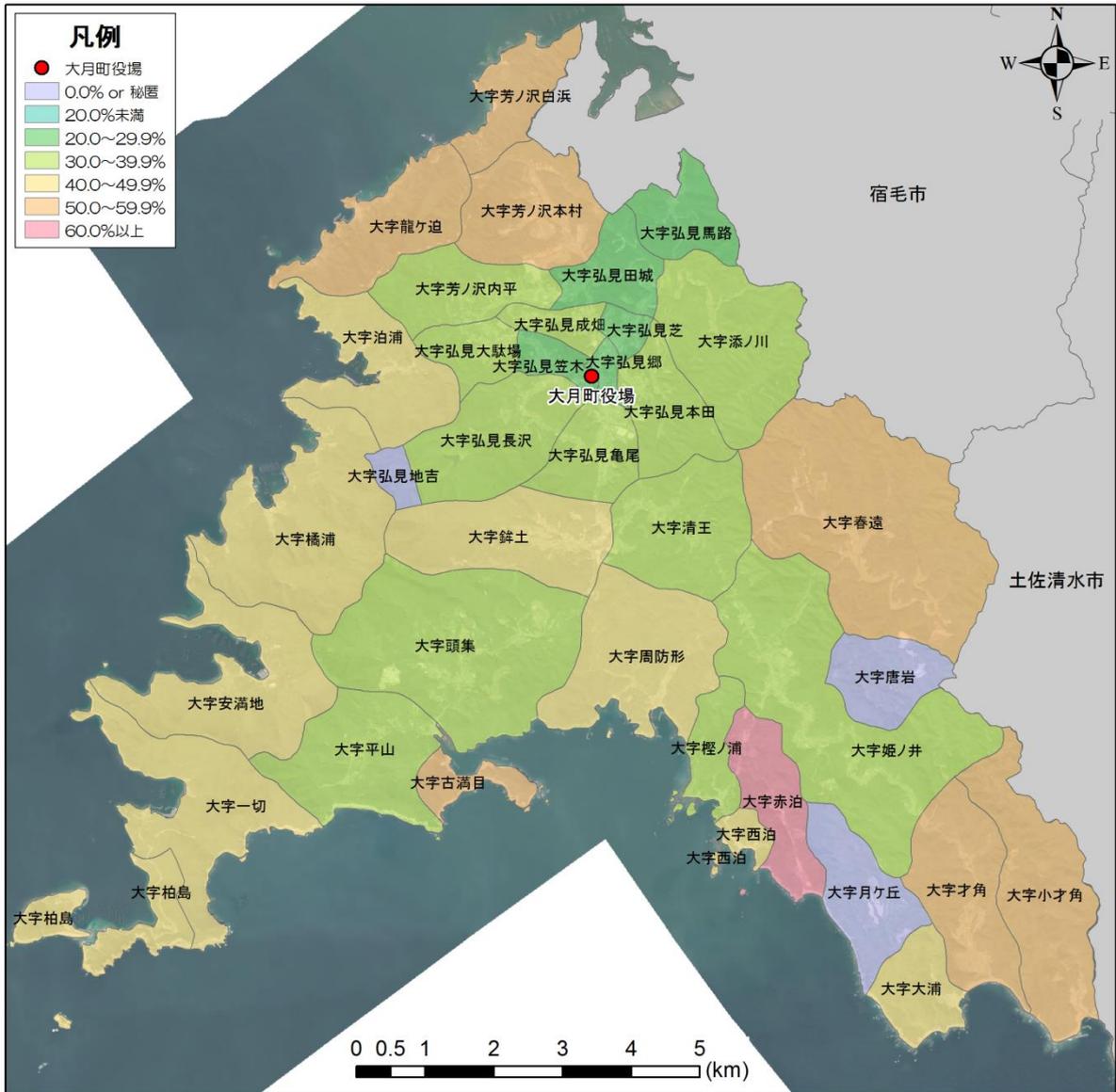


区分	海岸部	内陸部	合計
単身	329	219	548
夫婦のみ	221	158	379
その他	326	321	647
合計	876	698	1,574

※海岸部：海岸に面する町丁目における世帯数

資料：総務省統計局「国勢調査」（H22）

《地区別高齢化率》



資料：総務省統計局「国勢調査」(H22)

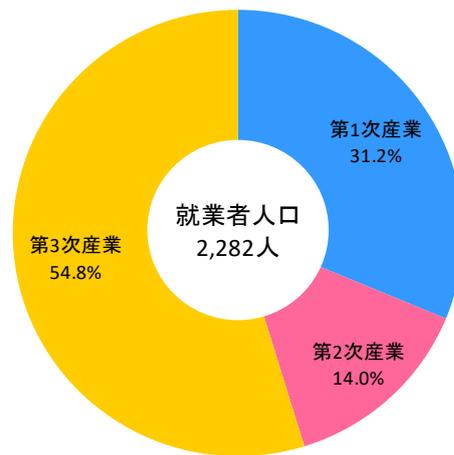
5-3. 産業

(1) 産業別就業人口

産業別就業人口は、第一次産業 713 人(31.2%)、第二次産業 319 人(14.0%)、第三次産業 1,250 人(54.8%)である。職業別でみると、農業、漁業、サービス業、教育・福祉・医療の割合が高い。

《就業者の産業・職業別割合》

産業分類	職業分類	人口(人)	割合
第一次産業	農業	348	15.2%
	林業	25	1.1%
	漁業	340	14.9%
	第一次産業計	713	31.2%
第二次産業	鉱業	4	0.2%
	建設業	191	8.4%
	製造業	124	5.4%
	第二次産業計	319	14.0%
第三次産業	卸売・小売業	283	12.4%
	金融・保険・不動産業	30	1.3%
	運輸業	96	4.2%
	電気ガス業	2	0.1%
	サービス業	377	16.5%
	公務	100	4.4%
	教育・医療・福祉	360	15.8%
	情報通信業	2	0.1%
		第三次産業計	1,250
	総計	2,282	100.0%



資料：総務省統計局「国勢調査」(H22)

(2) 観光

本町は自然を満喫する観光を中心に、ダイビング・シュノーケリング・キャンプなどの海を楽しむアウトドアや、月光桜・オンツツジ・お猿公園などの動植物、柏島に多く残る史跡など、見る・知る・体験する観光が人気である。また、町内各地から見える風車は写真に収める人が多い。



竜ヶ浜から望む柏島

○全国的に人気のダイビングスポットである柏島。史跡・古い町並みが多く残る。



満開の月光桜

○大変珍しい白い花びらを咲かせる月光桜。毎年4月の開花に合わせてイベントが行われる。



ムクリ山に立ち並ぶ風車

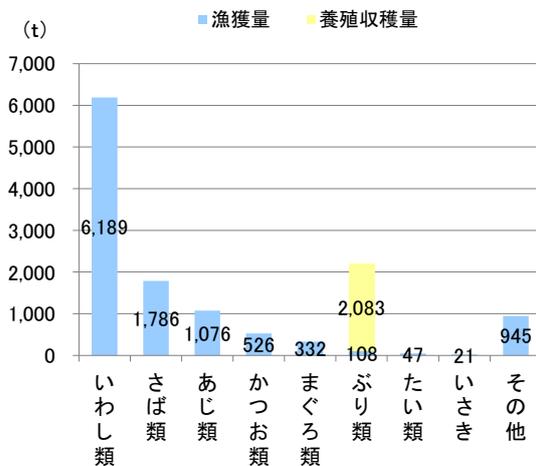
○大月町の豊かな風を受けて回る風車。町内北部の様々な場所から眺めることができる。

(3) 水産業

本町の水産業は町の主要産業であり、豊かな海面を利用した養殖業や釣・網漁業など多様な漁業経営が営まれている。また、近年はクロマグロの養殖や宝石サンゴの採取漁業なども行われている。

沿岸漁業における漁獲の多くはイワシ類、サバ類などが主要を占め、養殖業はブリ、マグロ、マダイなどが育てられている。過去5年間における総水揚量は13,000tとなっており、総水揚げ高は50億円を超える。漁業経営体の状況はその他釣り漁業を営む経営体が半数を占めている。

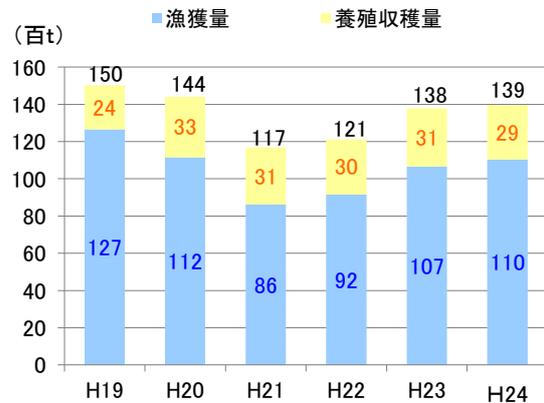
《魚種別漁獲量》



※H24年中

※「秘匿」は含まない

《漁獲量の推移》



資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」(各年)

《漁業経営体状況》

漁業種類	経営体数	割合	漁業種類	経営体数	割合
まき網	7	3.6%	その他の釣	89	45.6%
その他の刺網	21	10.8%	定置網	8	4.1%
その他の網漁業	2	1.0%	採貝・採藻	9	4.6%
はえ縄	1	0.5%	その他の漁業	8	4.1%
いか釣	18	9.2%	海面養殖	15	7.7%
ひき縄釣	17	8.7%	総数	195	100.0%

資料：中国四国農政局「平成23～24年高知農林水産統計年報」

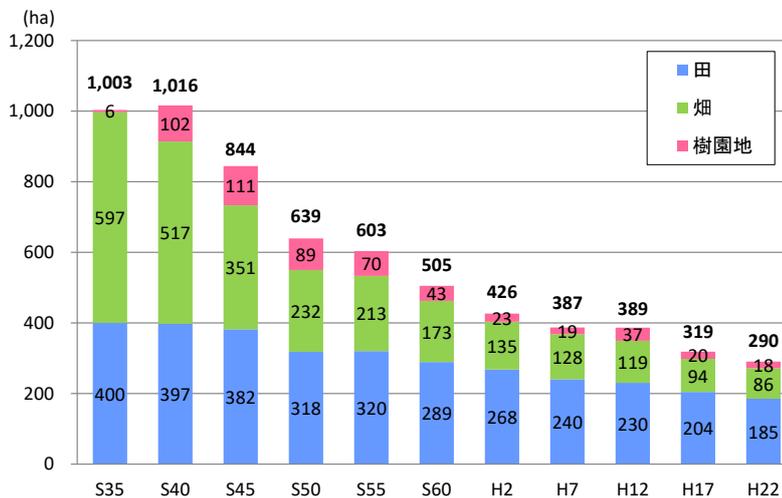
(4) 農林業

就業人口にみる農林業の占める割合は、約 16.3%であり年々低下の傾向にある。また、経営耕地面積も年々減少しており、昭和 35 年から平成 22 年の 50 年間で約 3 分の 1 に減少した。民有地における田及び畑の割合は、田が 5.4%、畑が 8.7%の合計 14.1%となっている。

農業においては、基幹作物である葉タバコをはじめとして、施設園芸（ナス）・オクラ・ナバナなどの露地や水稻が主体となっており、近年では、産地化を目指し、芋づくりにも取り組んでいる。

林業においては、町域の大部分を占める森林は、間伐や造林等により森林資源の活用を図っている。また、伝統産業の復興策として、「土佐備長炭」の製炭業にもチャレンジしており、新たな林業の活性化を図っている。

《経営耕地面積の推移》



資料：高知県「平成 25 年度版高知県統計書」

《民有地の地目別面積》

地目	面積(ha)	割合
田	398.0	5.4%
畑	632.9	8.7%
宅地	96.3	1.3%
池沼	0.0	0.0%
山林	6,095.9	83.4%
原野	67.8	0.9%
鉄軌道用地	0.0	0.0%
その他	22.2	0.3%
総数	7,313.0	100.0%

資料：高知県「平成 25 年度版高知県統計書」

(5) 畜産業

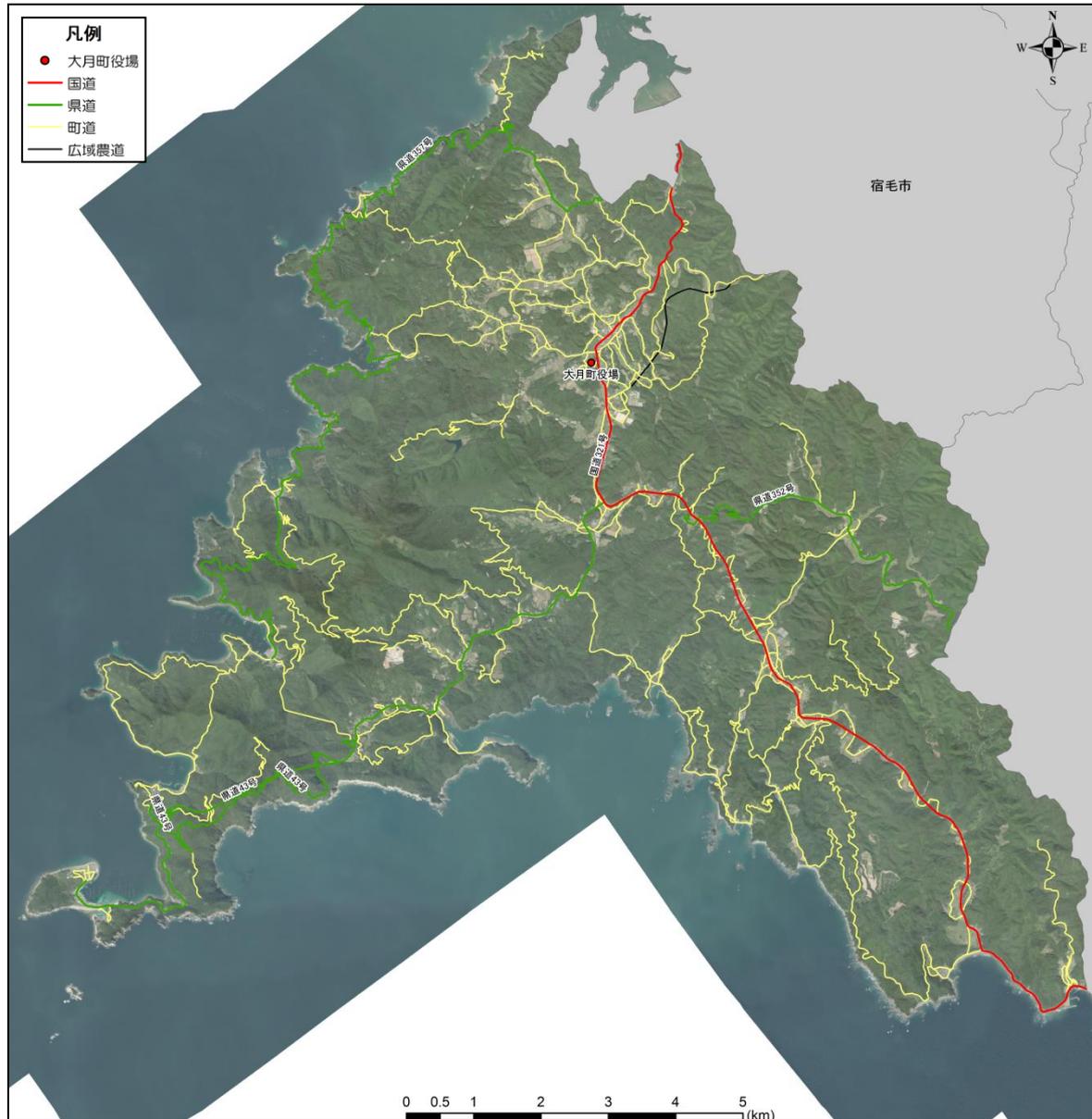
畜産業においては、乳用牛や肉用牛、養豚ともに飼育者及び飼育頭数が年々減少しているが、養鶏については、インテグレーションによる契約生産により、ブロイラーの飼養数が年々増加している。

種類	戸数(戸)	飼養頭羽数
乳用牛	4	77
肉用牛	4	15
豚	1	不明
採卵鶏	1	不明
ブロイラー	1	不明
計	11	不明

資料：農林水産省「農林業センサス」(H22)

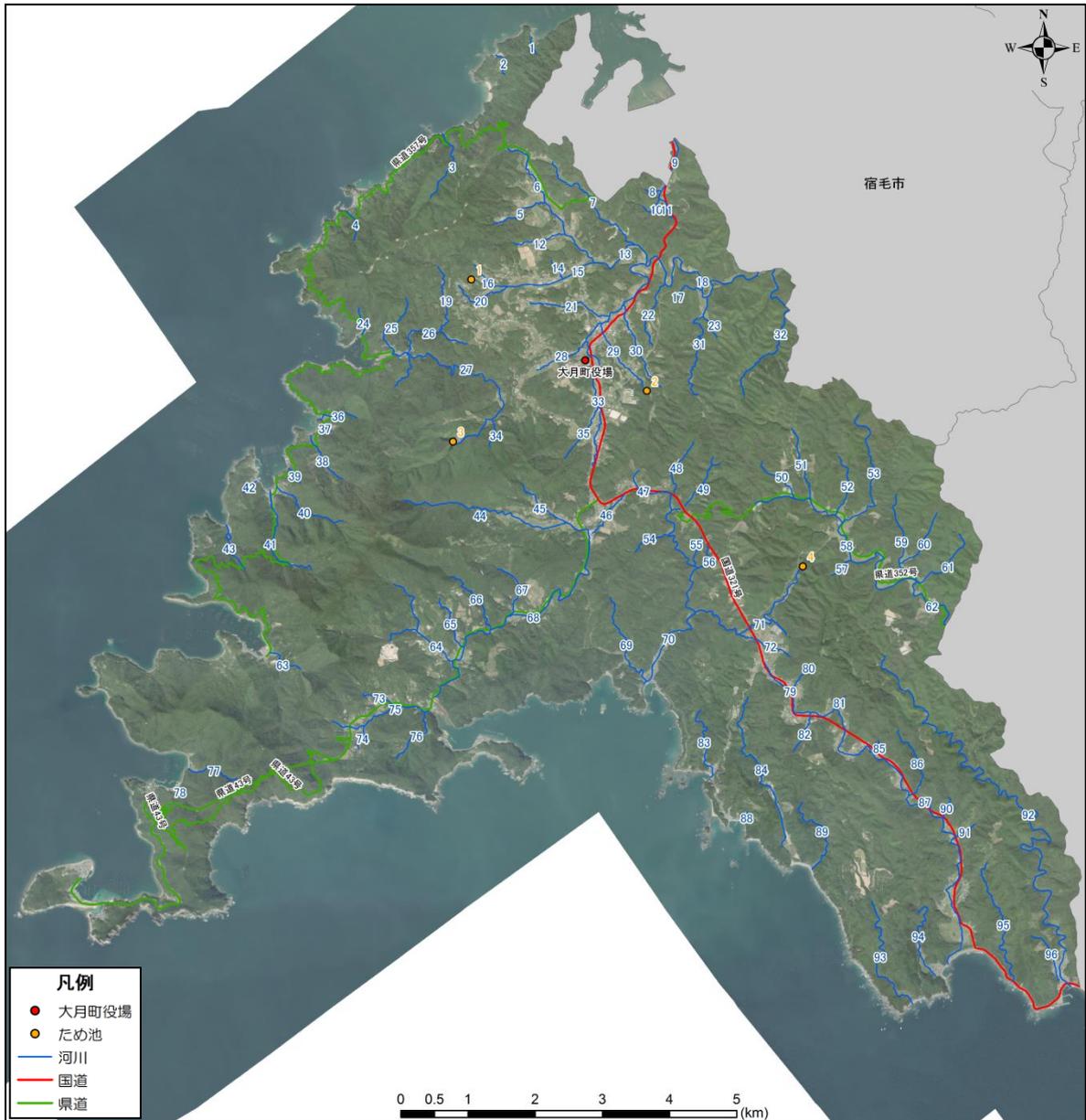
5-4. 幹線道路ネットワーク

国道 321 号が役場付近を通過して南北に走るほか、西海岸に沿って南北に走る県道 357 号、町南部を東西に走る県道 43 号、町東部を東西に走る県道 352 号が本町の幹線道路ネットワークを構成している。



5-5. 河川及びため池

本町における河川及びため池の状況は下図のとおりである。



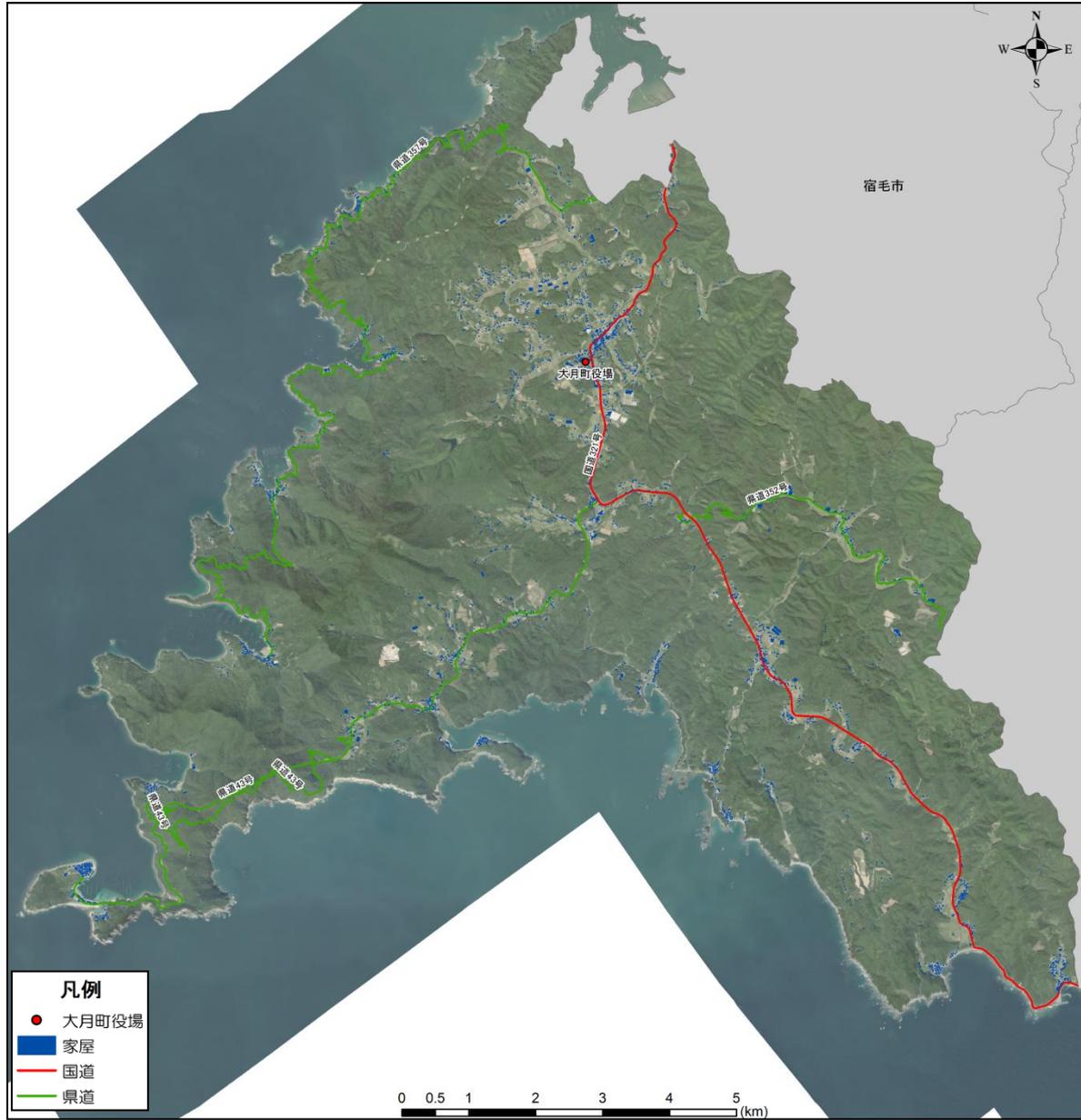
■河川			
No.	名称	備考	
1	田土川		
2	十二セマチ川		
3	倉谷川	砂防指定河川	
4	本村川	砂防指定河川	
5	山ノ神川		
6	芳ノ沢川		
7	坂本川		
8	シイガ奥川		
9	馬路川	砂防指定河川	
10	シヨブ谷川		
11	浦宗川	砂防指定河川	
12	轟川		
13	田代川		
14	仲畑川		
15	遠田川		
16	内平川		
17	谷田川		
18	弘見川		
19	中地川		
20	ツネダ川		
21	シラヌタ川		
22	畑ヶ谷川		
23	オンチ川		
24	古迫川	砂防指定河川	
25	登川	砂防指定河川	
26	泊浦川	砂防指定河川	
27	長沢川	砂防指定河川	
28	神田谷川		
29	本田川		
30	ヒグラシ川		
31	川原木川		
32	松谷川		
33	亀尾川		
34	牛ノ池田川		
35	ヤナセ川		
36	先谷川		
37	ロノ谷川		
38	稚ノ浦川		
39	大浦川		
40	天神川		
41	橋浦川	砂防指定河川	
42	網代川		
43	高望川		
44	尻木川	砂防指定河川	
45	後谷川		
46	坂本川		
47	三本松川		
48	トヤケ谷川		
49	宮ヶ谷川		
50	町野川		
51	家ノ谷川		
52	エノ木谷川		
53	シウリ川	砂防指定河川	
54	カラト川		
55	道次川		
56	馬ヶ谷川		
57	弓谷川		
58	春遠川	砂防指定河川	
59	荒神谷川		
60	石山川		
61	竹ヶ谷川		
62	貝ノ川		
63	安満地川	砂防指定河川	
64	音無川	砂防指定河川	
65	東谷川		
66	倉谷川		
67	舟古坂川		
68	頭集川	砂防指定河川	
69	青石川		
70	周防形川	砂防指定河川	
71	姫ノ井川	砂防指定河川	
72	音無川		
73	松谷川		
74	鏡谷川		
75	平山川	砂防指定河川	
76	坪ノ後川		
77	イサキ谷川	砂防指定河川	
78	浜田川		
79	沖ノ川		
80	谷コ川		
81	草木谷川		
82	奥谷川		
83	櫻ノ浦川	砂防指定河川	
84	赤泊川		
85	ソウジ谷川		
86	クルギ川		
87	才角川		
88	摺木川		
89	ワキノ川		
90	カルモ谷川		
91	セバヒラ川		
92	小才角川	砂防指定河川	
93	朴ノ川		
94	大浦川	砂防指定河川	
95	後谷川		
96	井ノ谷川		

■ため池	
No.	名称
1	宮ノ下
2	白岩
3	牛ノ池田
4	宮ノ越

5-6. 施設立地状況

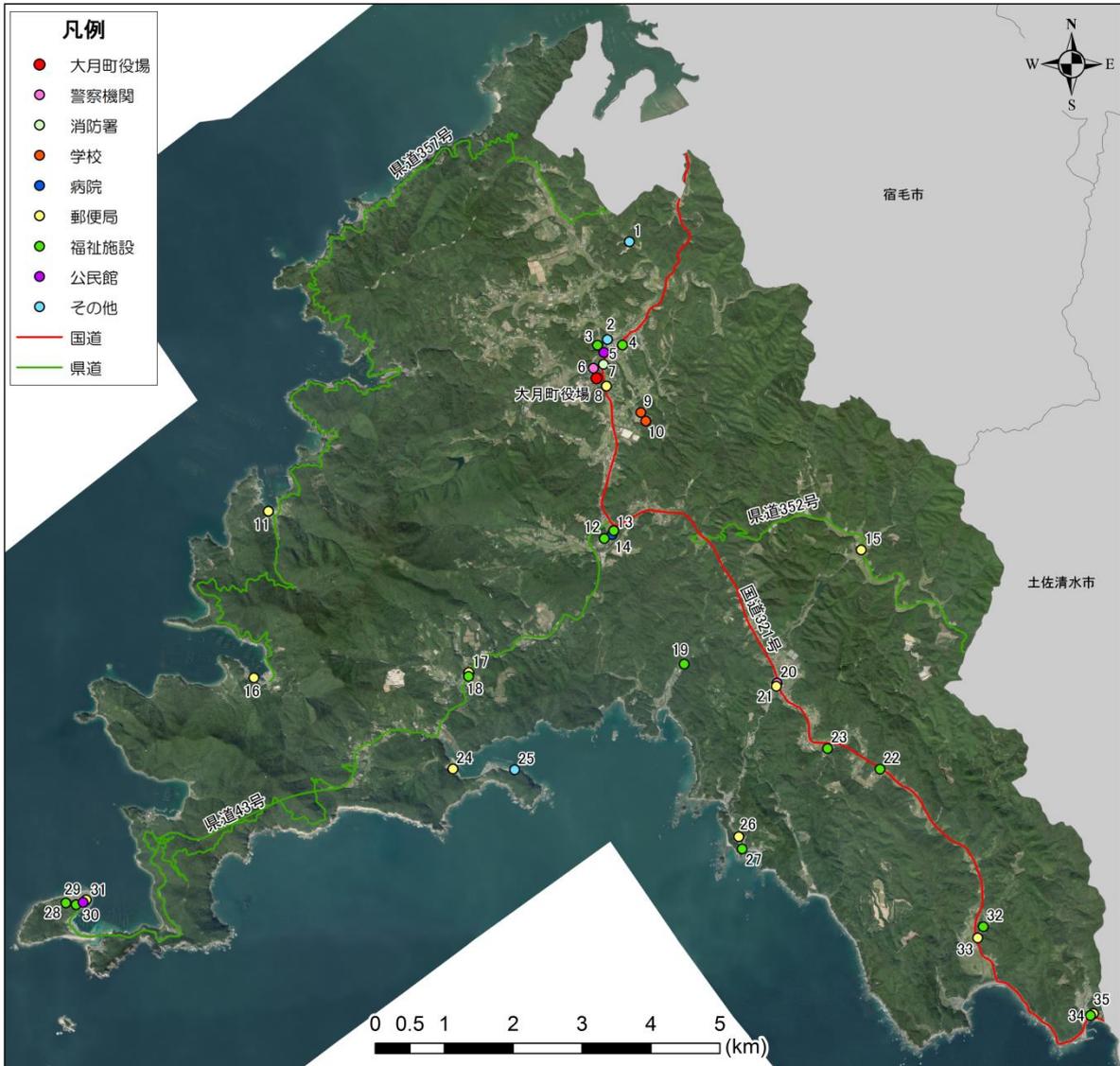
(1) 家屋分布

家屋は、役場及び幹線道路沿線に集中しているほか、沿岸部に集落が点在している。



(2) 公共施設等

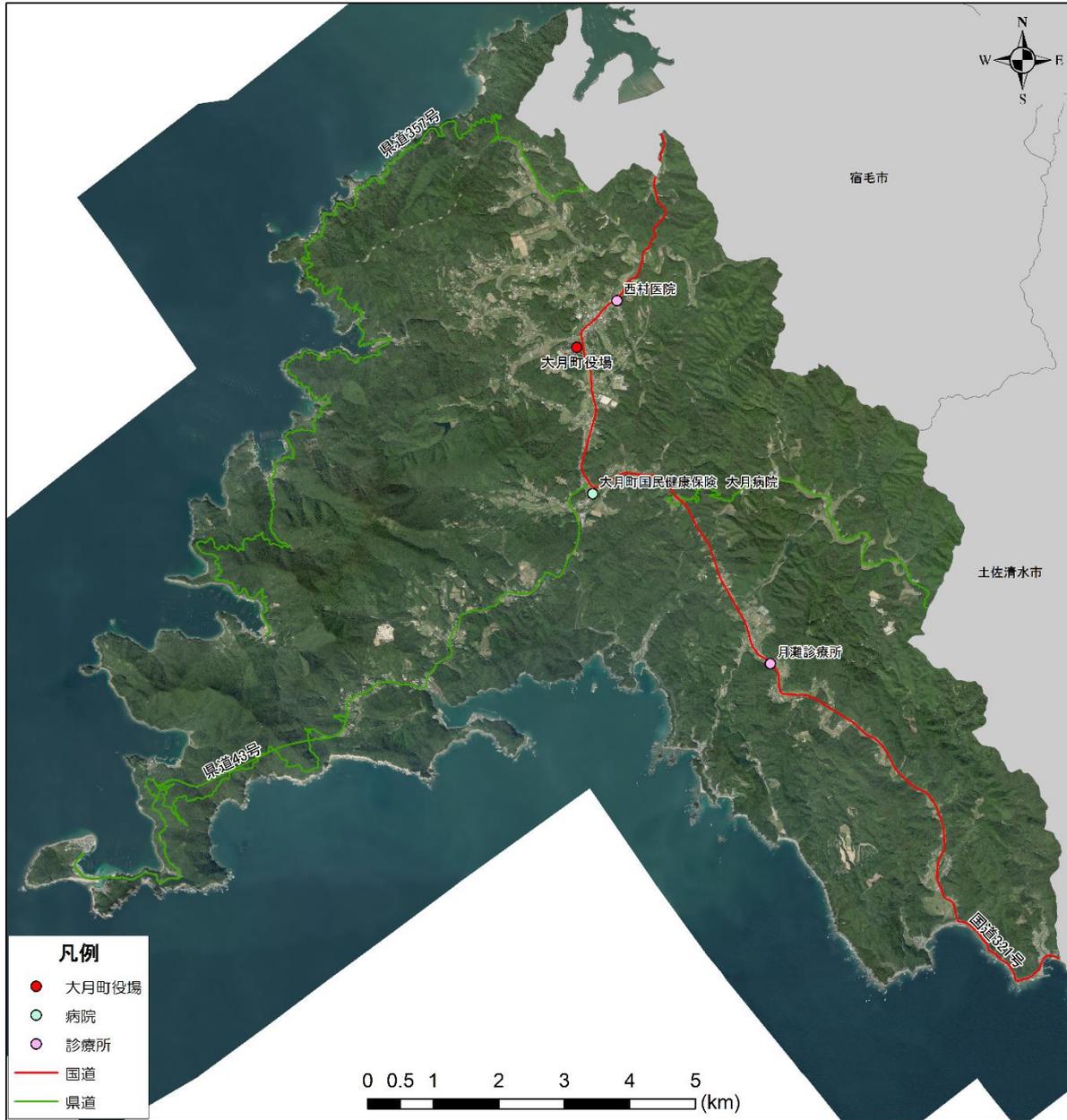
公共施設等は、家屋と同様に役場及び幹線道路沿線に集中しているほか、沿岸部にも点在している。



No.	施設分類	施設名称	No.	施設分類	施設名称	No.	施設分類	施設名称
1	その他	大月町環境クリーンセンター	14	病院	大月町国民健康保険大月病院	26	郵便局	西泊郵便局
2	その他	大月町農村環境改善センター	15	郵便局	春遠簡易郵便局	27	福祉施設	西泊老人憩の家
3	福祉施設	ほっとセンター	16	郵便局	安満地簡易郵便局	28	福祉施設	柏島保育所
4	福祉施設	弘見保育所	17	郵便局	頭集簡易郵便局	29	福祉施設	柏島老人憩の家
5	公民館	中央公民館	18	福祉施設	頭集老人憩の家	30	公民館	柏島公民館
6	警察機関	宿毛警察署弘見駐在所	19	福祉施設	周防形老人憩の家	31	郵便局	柏島郵便局
7	消防署	幡多西部消防組合大月分署	20	警察機関	宿毛警察署姫ノ井駐在所	32	福祉施設	才角老人憩の家
8	郵便局	大月郵便局	21	郵便局	姫ノ井郵便局	33	郵便局	月灘郵便局
9	学校	町立大月中学校	22	福祉施設	大月老人福祉センター	34	福祉施設	小才角老人憩の家
10	学校	町立大月小学校	23	福祉施設	つきなだ保育所	35	郵便局	小才角簡易郵便局
11	郵便局	橋浦郵便局	24	郵便局	古満目郵便局			
12	福祉施設	大月町立特別養護老人ホーム大月荘	25	その他	水産総合研究センター養殖研究所 上浦栽培技術開発センター古満目分場			
13	福祉施設	大月町在宅介護支援センター						

(3) 医療機関

役場の南側に大月病院が立地するほか、国道321号沿線に2つの診療所が立地している。

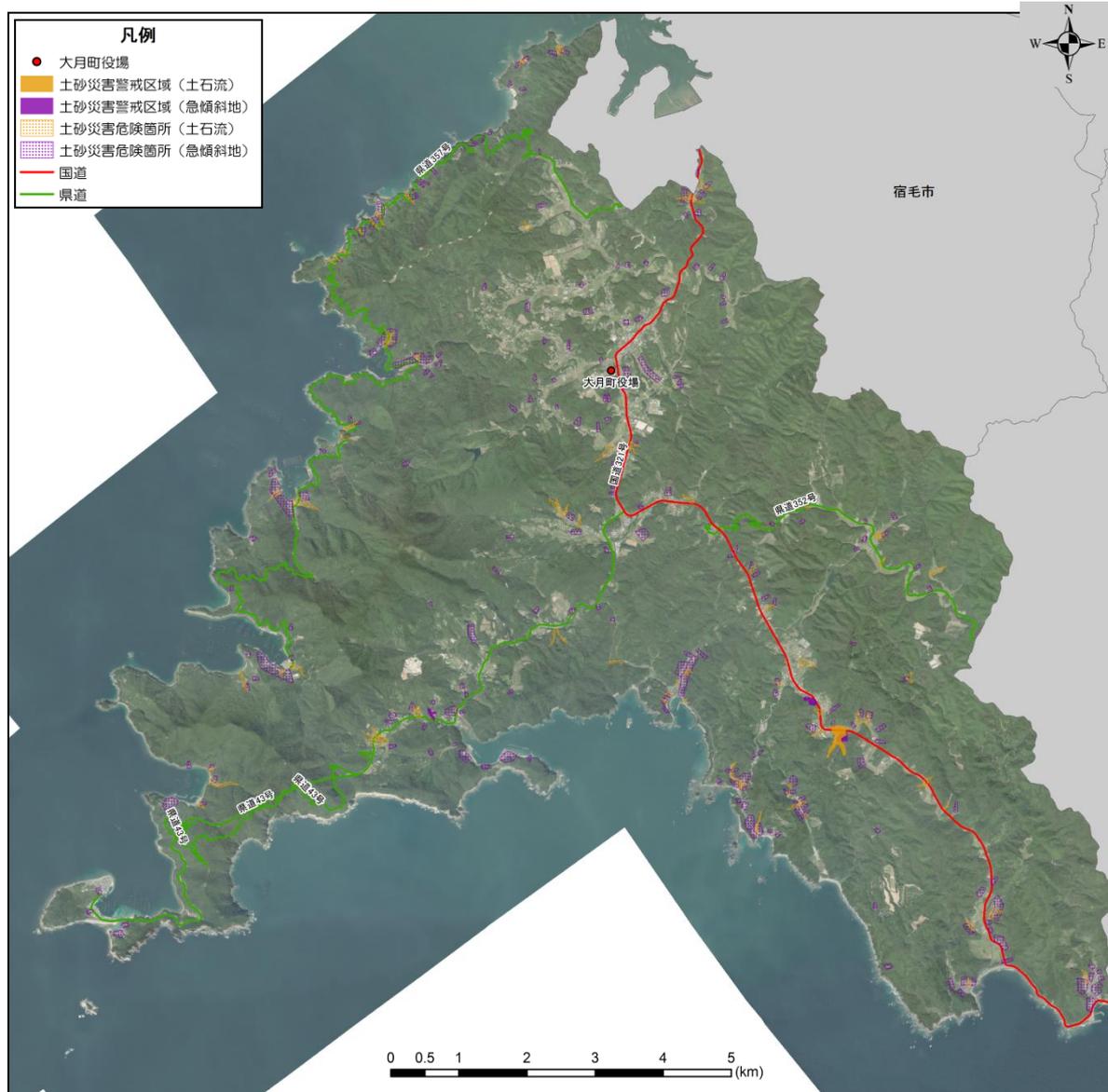


第6節 災害危険区域

本町において災害の発生が予想される災害危険区域は次のとおりである。

1. 土砂災害警戒区域等

本町の土砂災害警戒区域及び危険箇所は、町内全域に点在している。

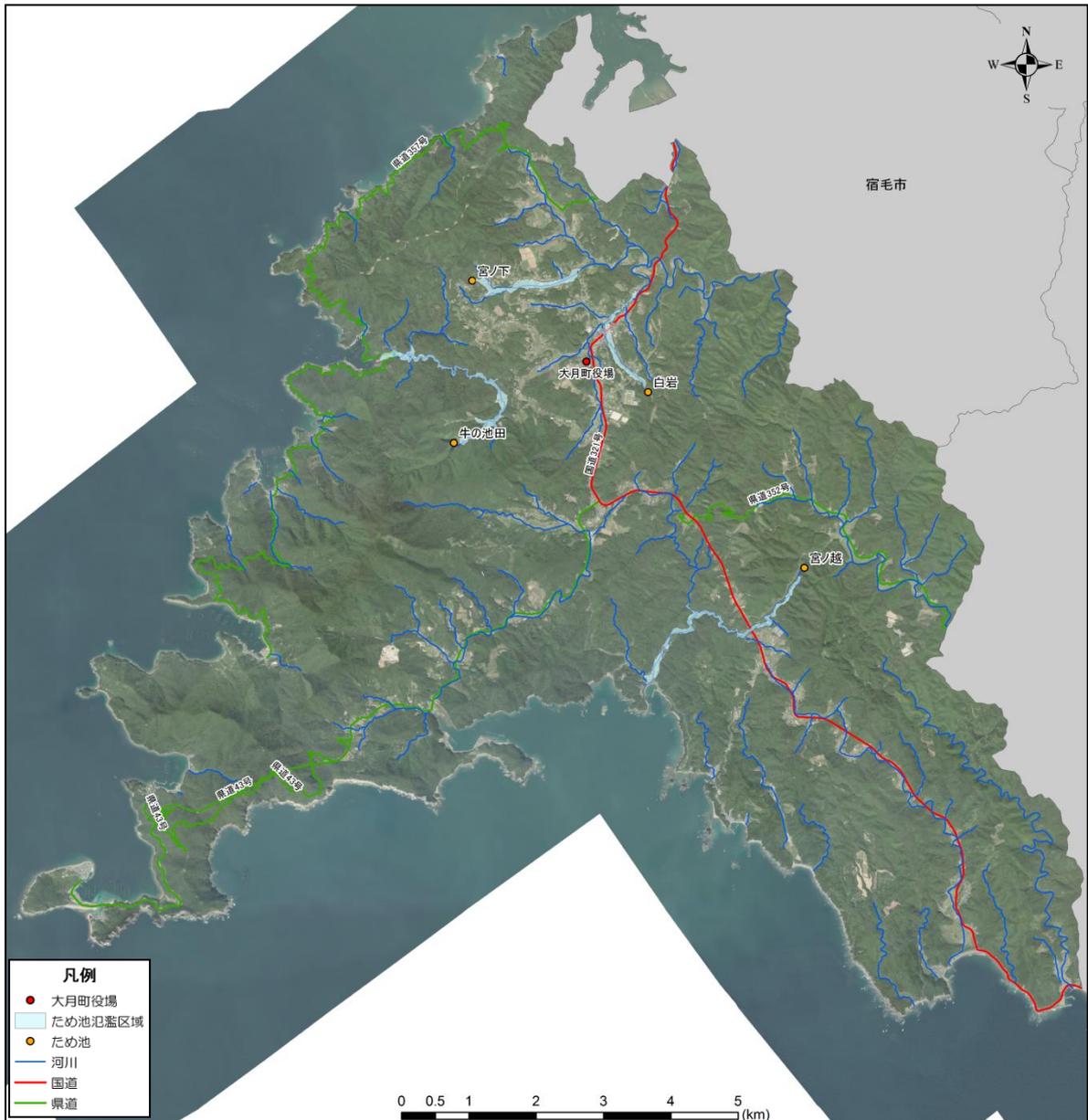


【参考資料】

資料番号	資料名称
資料1	土石流危険溪流(国土交通省所管)
資料2	保全人家5戸未満の準ずる溪流
資料3	地すべり危険地区(構造改善局所管)
資料4	急傾斜地崩壊危険箇所

2. ため池危険区域

ため池の氾濫に伴う危険区域は、下図のとおりである。



【参考資料】

資料番号	資料名称
資料5	ため池危険地区（構造改善局所管）
資料6	ため池一覧

3. その他危険区域

その他の危険区域として、次の危険区域を資料編に記載する。

資料番号	資料名称
資料7	道路危険箇所
資料8	山腹崩壊危険箇所（林野庁所管）
資料9	崩壊土砂流出危険箇所（林野庁所管）
資料10	河川危険区域（建設省所管）
資料11	海岸危険区域（建設省所管）

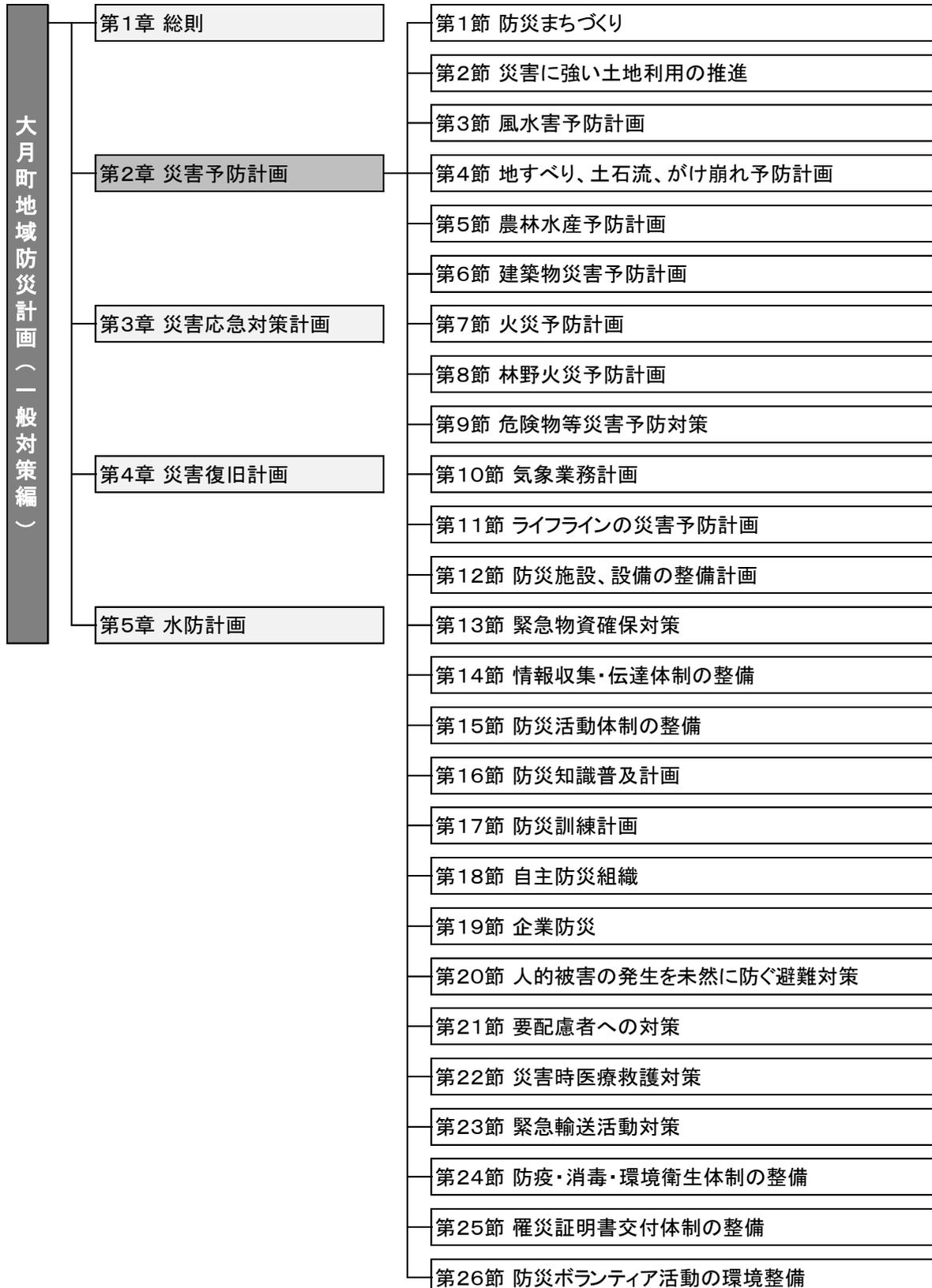
4. 災害危険箇所の調査

災害危険箇所（区域）については、常時点検を行うために各集落を通じて平素からよくその実情を把握し、災害発生に備えるものとする。

また、点検により災害危険区域の追加指定も併せて行う。

第2章 災害予防計画

<本章の構成>



<町担当課一覧>

節	実施主体
第1節 防災まちづくり	産業振興課、建設環境課、総務課危機管理室、まちづくり推進課
第2節 災害に強い土地利用の推進	産業振興課、建設環境課、土地対策室、まちづくり推進課
第3節 風水害予防計画	総務課危機管理室、産業振興課、建設環境課
第4節 地すべり、土石流、がけ崩れ予防計画	総務課危機管理室、建設環境課
第5節 農林水産予防計画	産業振興課、建設環境課
第6節 建築物災害予防計画	各課、教育委員会、特養大月荘、大月病院
第7節 火災予防計画	総務課危機管理室
第8節 林野火災予防計画	総務課危機管理室
第9節 危険物等災害予防対策	総務課危機管理室
第10節 気象業務計画	総務課危機管理室
第11節 ライフラインの災害予防計画	総務課危機管理室、建設環境課
第12節 防災施設、設備の整備計画	各課、教育委員会、特養大月荘、大月病院
第13節 緊急物資確保対策	総務課危機管理室、建設環境課、町民福祉課
第14節 情報収集・伝達体制の整備	総務課危機管理室、総務課、まちづくり推進課
第15節 防災活動体制の整備	総務課危機管理室、総務課
第16節 防災知識普及計画	各課、教育委員会、特養大月荘、大月病院
第17節 防災訓練計画	各課、教育委員会、特養大月荘、大月病院
第18節 自主防災組織	総務課危機管理室
第19節 企業防災	—
第20節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	総務課危機管理室、建設環境課、教育委員会、大月病院
第21節 要配慮者への対策	総務課危機管理室、特養大月荘、町民福祉課
第22節 災害時医療救護対策	保健介護課、大月病院
第23節 緊急輸送活動対策	総務課危機管理室
第24節 防疫・消毒・環境衛生体制の整備	建設環境課、保健介護課
第25節 罹災証明書交付体制の整備	総務課危機管理室、町民福祉課
第26節 防災ボランティア活動の環境整備	総務課危機管理室、町民福祉課

第1節 防災まちづくり

本町においては、次の点に注意して防災まちづくりを推進する。

1. 災害に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮し、老朽木造住宅密集地の解消を図るため空き家除去補助事業や住宅耐震化促進事業を周知徹底し、防災上安全な市街地の整備を図るとともに、中心を通る国道321号線の早期整備を要望する。

2. 災害を予防する施設整備

治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、地震、津波対策、農地防災等の事業による災害対策を実施する。その場合は、災害が発生してもその効果が粘り強く発揮できるようにする。

3. 防災空間の整備

大規模火災発生時に避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や公園などの整備を図る。

4. ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には早期復旧できる体制を構築する。

5. 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品の製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など、災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

6. 道路・交通施設の整備

災害時の道路交通を確保するため、ネットワークの充実、代替性の確保等を推進する。特に、現在工事が中断されている高知西南広域道路の工事再開について、県に要望を行っていく。

また、既存の道路及び橋りょうについて、継続的に調査を行い、劣化、欠損、破損等に留意して、破損状況、利用状況を考察のうえ、修理または改修工事を実施するよう努める。

■高知西南広域道路の工事再開

- 高知西南広域道路は、高知県西南部の四万十市を起点に三原村を經由し宿毛市に至る主要な県道である。
- この路線が整備されると、広域農道等を経由して黒潮町から大月町を結ぶ重要な路線となり、幡多地域の産業、経済の発展や観光振興に大きく寄与する基幹道となる。
- また、災害時には、国道 321 号の代替路線として、避難や緊急物資の輸送、復旧・復興時の広域的な相互支援を実現するためにも必要不可欠な道路であり、早期の全線整備が期待されている。
- このため、当該路線の工事は平成 20 年度から休止状態となっているが、路線の重要性に鑑み、早期工事再開を目指して今後も県に要望を行う。



第2節 災害に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進するとともに、円滑な復旧に向けた地籍調査を推進し、災害に強い土地利用を図る。

1. 公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地、緑道等は、災害時において避難路、避難地、消防活動拠点等の役割を果たすため、計画的な整備を促進する。

2. 土地利用に関する規制、誘導

災害に強い土地利用を推進するため、次の規制、誘導を推進する。

- ア. 浸水による災害の危険のある土地、及び土砂の流出を防ぐなどのために保全する必要のある土地の区域については、市街化調整区域に指定する等により市街化を抑制する。
- イ. 安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。
- ウ. 建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物について、がけから一定の水平距離を保つよう制限する。
- エ. 防火地域や準防火地域の指定による、防火に配慮した土地利用を進める。

3. 移転の促進

建築基準法第40条の制限を受ける住宅を対象に、がけ地等近接危険住宅移転事業による所要の援助を行い、移転の推進を図る。

4. 地籍調査の推進

災害の際の円滑な復旧のためには、一筆ごとの土地の境界の正確な位置について現地復元の能力がある地図の整備が必要である。

地籍調査は、国土交通省国土地理院が設置する基準点をもとに測量していることから、災害で土地の形状が変更となっても復元が可能となる。また近年は、地理情報システムの活用により、地籍調査の成果の地図との重ね合わせによる空間情報の整備で土地の実態を把握することができることから、災害時の円滑な復旧などに必要な総合的な地理情報を整備するため、早期に地籍調査を完了する方針で取り組むものとする。

第3節 風水害予防計画

各種保全施設の整備を行うとともに、危険地区の設定、監視体制の整備等を推進し、風水害予防を行う。

1. 風水害の予防方針

次の方針に基づき、風水害予防を推進する。

1-1. 治山・治水・海岸保全施設

治山・治水・海岸保全施設は当町の重要な課題であるため、次の対策を推進する。

- ア. 荒廃林の整備、植林の促進、伐採の調整等とともに、砂防工事、地すべり防止対策事業、パラペットの築造等の防災事業を関係機関の協力のもと積極的に推進するとともに、水害を防止するための治水及び防風・防潮に万全を期する。
- イ. 地すべり予想地区の重点調査を行い、対策の必要箇所については適切な措置がなされているところであるが、今後においても地すべり等災害防止の審議検討を進めるとともに、植林事業、砂防工事等を行い、災害の未然防止を図る。
- ウ. その他、弘見川、才角川等の河床の整理拡張、流水障害物の除去、堤防の整備強化及び海岸各港湾にパラペット・防潮堤の築造を進める必要がある。

1-2. 危険区域の設定及び監視体制

異常降雨、又は河川水位の上昇及び高潮・津波により、人命身体、財産に著しい被害の生ずるおそれのある地域を事前に把握しておき、危険区域の巡視警戒を行うよう、監視体制を整えておくものとする。また、町内各河川に避難基準となる水位を定めておき、住民が自主的に避難することができる目安とする。

1-3. 工作物の防災管理

ため池、船溜り、農業用施設等の工作物の管理者は平常から点検、整備を充分に行うとともに、被害を拡大するような破損箇所については修理補強を行う。また、危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等について、あらかじめ検討を行う。

1-4. 道路及び橋梁の防災管理

道路、橋梁の水害予防については、側溝、暗きよの整備、橋脚の補強等平常から維持補修に努め、災害の拡大防止、災害時の交通確保に努める。

1-5. 水防活動

水防活動については、第5章「水防計画」に準拠する。

2. 風水害予防に関する事業計画

2-1. 水害

2-1-1. 荒廃林・水源林又は災害防止林の造成に関する治山事業

(1) 治山及び造林事業

区分	10 箇年～15 箇年計画		備考	
	面積	金額		
町有林	水源林造林	50ha	(60,000×50)3,000,000 円	月山・研ヶ森・轟山等の一部
	保安林造林	3ha	(60,000×3)180,000 円	道路各所
	災害防止林	5ha	(60,000×5)300,000 円	大駄場山
	崩壊地復旧	5ha	(60,000×5)300,000 円	各所
	合計	63ha	3,780,000 円	
民有林	崩壊地復旧	10ha	(60,000×10)600,000 円	各所
	山腹崩壊防止	7ha	(60,000×7)420,000 円	〃
	保安林造林	/	/	/
	合計	17ha	1,020,000 円	

(2) 造林事業

区分	町有林	民有林	備考
再造林	5ha	30ha	

2-1-2. 溪流又は山林等の砂防に関する事項

崩壊・地すべり等の大規模のものはないが、局部的に、特に道路に開さくした箇所・林道平安線、県道安満地福良線、県道柏島二ツ石線、町道春遠河平線、町道泊浦線については、砂防工事はもちろん山留め・防護擁壁の必要がある。

溪流砂防においては、小才角川7箇所・周防形川(不動滝下)1箇所・川原木川1箇所・泊川1箇所・上川1箇所等において必要であるが、ほとんどが県単工事であるため、強力に実施を県に要望する。

2-1-3. 河川統制又は河川行政に関する治水事業（直轄施行区域改修事業）

町河川のうち、主要なものは県準用河川であるが、これらを含めて特に改修を必要とするものは下記のとおりである。

河川名	関係箇所	工種	面積
弘見川	芝・成畑・田城	護岸	(4,000×4) m ²
才角川	才角	築堤 (かさあげ)	(3,000×5×1) m ³

2-1-4. 流木の災害防止

弘見後田製材所の貯木が異常洪水の際に流失し、下流橋梁に被害を及ぼす事態が想定されるため、異常洪水に際しての貯木の保管繋留を指導する。ただし、従来の洪水では、後田製材所の貯木流出は想定できない。

2-1-5. 雨量・河川流量等の観測測定

(1) 雨量の測定

町内には弘見と姫ノ井の2箇所に観測局があり、高知県総合防災情報システムで雨量の観測が可能な状況にあるが、最近の極めて局地的な集中豪雨の発生状況をみると、観測地点の増設が必要である。

(2) 河川流量の測定

平成13年9月6日の豪雨災害では、町内の全河川が氾濫、決壊するという事態となった。町内には周防形川と小才角川に高知県の設置する水位観測所があり、高知県総合防災情報システムで観測可能となっているが、町内の他の主要な河川にも水位計を設置し、測定エリアを拡大し、そのうえで住民に対し危険水位を明確にする等、流域住民が自主的に避難することができる体制づくりが必要である。

2-2. 風害

2-2-1. 一般予防

(1) 防風保安林

防風保安林については、次の事業を推進する。

- ア. 才角の海岸保安林は暫時更新策を必要とする。
- イ. 柏島兼山堤の防風林は枯死し、現在パラペットが築造されているが、美観の上からも、防風の上からも植林すべきである。

(2) パラペット

現在各海岸要所には、パラペットが築造せられ、防風・防潮を兼ねているが、下記箇所においてはパラペットを必要とする。

地区	海岸名	延長
西泊	スルギ海岸	100m
周防形	岩井崎海岸	50m

(3) 籬垣

従来の農家はその住居の周囲に防風籬垣を巡らしているが、近時の新築家屋は土地狭隘なためもあり、この傾向が廃れつつあるため、可能な範囲においてこれを啓蒙推進する。

2-2-2. 風・波浪の観測測定

気象台等に一任し、警報に従い適宜処理する。

2-3. 雪害予防

雪害の経験はない為、特に対策を行わないものとする。

第4節 地すべり、土石流、がけ崩れ予防計画

本町の地勢、地質、地盤及び集落の実態等を十分調査し、がけくずれ等の危険が予想される箇所を把握するとともに、避難体制づくり、土地所有者等に対する保安措置の指導、危険地域の崩壊防止工事、家屋の移転奨励等、関係機関と緊密な連絡を保ち鋭意適切な予防措置に努める。

1. 危険予想箇所の把握と土砂災害警戒区域の指定

国土交通省通達は「傾斜角度 30° 以上、法高 5m 以上のがけ」が対象となっている。これに町特有の地質、地形、地下水等の諸要因の危険度を加味して特に危険な箇所を把握するとともに、これらの箇所については、土砂災害警戒区域の指定を受けるよう県に対して陳情を行う。

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について住民等への周知に努める。（土砂災害警戒区域等については高知県 URL 参照）

2. 予防措置の実施及び指導

(1) 避難体制づくり

土砂災害警戒区域について一般町民に公表して注意喚起を行うとともに、避難体制の整備を促す。

(2) 保安措置の指導

危険が予想される区域内の土地の所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底を図るとともに、危険を及ぼすような施設の管理者に対し、保安措置や危険地域の崩壊防止工事を実施するよう行政指導を行う。

(3) 家屋の移転奨励

関係機関と連携し、危険が予想される区域内に立地する家屋の所有者に対し移転を推奨する。

第5節 農林水産予防計画

災害の未然防止または軽減を図るため、農林水産施設の改修を実施する。

1. 農業対策

1-1. 農地・農業用施設

農地及び農業用施設を対象に、次の対策を実施する。

区分	対策内容
湛水防除対策	湛水による被害を未然に防止するため、排水機構の改善及び排水路の改修等を行う。
ため池対策	老朽化したため池の補強改良工事を実施し、漏水による被害を防止するとともに、大雨が予想される時は、あらかじめ放水したため池の水位を下げる等維持管理を十分にするよう努める。
農道対策	農道の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。
農地保全	急傾斜地等の崩壊等危険箇所を把握するとともに、降雨による土壌の流失を防ぐよう農業用施設の整備を行う。
農用施設	ハウス、農舎、共同利用施設等について、被害を最小限に食い止めるための補強措置を行う。

1-2. 農作物に対する措置

農作物に対し、次の対策を実施する。

区分	対策内容
水稻	ア. 早期作への転換 イ. 耐倒伏品種の選定
蔬菜	ア. 台風時期を考慮に入れての播種 イ. 土よせを充分行う ウ. 支柱の強化
果樹	ア. 防風林・防風垣の設置 イ. 適地帯の設置

1-3. 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫(予防接種など)を徹底する。なお、災害発生時には飼料確保が困難なため、事前に十分確保しておくものとする。

2. 林業対策

治山施設及び林道等を対象にあらかじめ調査、補強を行う等、適正な措置を図る。

3. 水産対策

水産施設及び漁具に対し、次の措置を行う。

- ア. 施設については、倒壊を防止するため、あらかじめ補強等の措置を講じる。
- イ. 漁具の流出、破損を未然に防ぐため、安全な場所への移動を検討する。

第6節 建築物災害予防計画

建物の不燃化の促進、危険区域における建築物の防災施設設置指導等により、建築物の災害予防対策を講ずる。

1. 建築物の不燃化の促進

建築基準法、消防法等の基準により、関係機関と協力して建築物の不燃化の促進を図る。また、暴風に対する倒壊対策の指導を行う。

特に官公庁、学校、病院、公民館、劇場等、不特定多数の者が集まる公共的建築物の建設に当たっては、その構造の不燃化を進めていくものとする。

また、既設建物及び大型店、旅館等に対して、消防用設備の設置及び避難誘導に係る消防計画の作成、訓練の実施・指導も併せて行う。

2. 急傾斜地の崩壊等による建築物の災害防止対策

急傾斜地の崩壊や出水等による危険が予想される地域、及び漁業集落における住宅の防災対策を進める。

また、住宅造成時に傾斜地の無理なカットにより生ずる危険箇所については、防災施設の設置を勧告するものとする。

第7節 火災予防計画

消防法(法律第189号)の定める所により、大月町消防団の年次計画に基づき火災予防の万全を図るとともに、火災による被害の減少に努めるものとする。

1. 消防施設の整備、点検

1-1. 消防機械器具

消防機械器具の整備については、団幹部会において年間計画及び年次計画を作成し、国庫補助事業等については幡多西部消防本部を通じ、また独自の施策については大月町を通じて整備を図るものとする。

また、年間定期点検計画に基づき定期点検を行い、幡多西部消防組合大月分署を通じて機械器具の修繕を行う。

1-2. 消防水利

防火水槽・消防水利施設及び水防資材の整備は団幹部会において年次計画を作成し、国庫補助事業等については幡多西部消防本部を通じ、また独自の施策については大月町を通じて整備を図るものとする。また、今後整備を計画する防火水槽については、地震対策として耐震性のある施設とする。

保全については随時点検を行い、必要な措置を講ずるよう努める。

【防火水槽整備地区】

地 区	内 容	完成日
西泊	耐震性防火水槽 40 t	平成 27 年 2 月 25 日
安満地	耐震性防火水槽 40 t	平成 30 年 1 月 14 日

1-3. 消防通信施設

大月町内の通信施設は次のとおりである。

- ア. NTT 一般電話・公衆電話
- イ. 地区放送
- ウ. 防災無線
- エ. 消防救急無線
- オ. 告知端末(光ケーブル通信施設)
- カ. 警察電話

※山林火災、水防時における近距離通信についてはトランシーバーの利用を計画していくものとする。

1-4. 車両及び応急対策用資機材の保有状況

(1) 大月分署(職員数 17名)

大月分署が保有する車両及び応急対策用資機材は次のとおりである。

車 両										応急対策用資機材																
普通ポンプ自動車	水そう付消防ポンプ自動車	はしご付消防ポンプ自動車	屈折はしご付消防ポンプ自動車	屈折はしご付消防自動車	化学消防自動車	小型ポンプ付水そう車	小型ポンプ積載車	救急車	指揮車	資材運搬車	救助工作車	その他	かま	柄がま	くわ	又ぐわ	なた	おの	のこぎり	スコップ	ジェットシューター	チェーンソー	エンジンカッター	投光機	動力噴霧器	油圧ジャッキ
						1		2	1				1	1	1	2	3	1	2	6	5	3	2	2	1	1

(2) 大月町消防団

大月町消防団が保有する車両及び応急対策用資機材は次のとおりである。

区分	団員数	車両等					応急対策用資機材																				
		普通ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	指揮車	資機材搬送車	指令車	かま	柄がま	くわ	又ぐわ	なた	おの	のこぎり	スコップ	くまで	ジェットシューター	チェーンソー	投光機	デジタルトランシーバー	車載無線機	造林がま	カケヤ				
分団名																											
団本部	3				1	1	1																5				
第1	45		4	4							6			8					6		4		4	9	2	8	
第2	30		2	2							10								6		8		2	6	2	2	
第3	35		2	2							2								4		3		1	6	2	1	
第4	36		2	2										6					7		8		2	6	2	6	3
第5	32		3	3															3		5			9	2	2	
第6	32		2	2							10								4		7		4	6		8	
第7	40		3	3							6								6		8		3	9	3	8	3
計	253	0	18	18	1	1	1	0	34	0	0	14	0	0	36	0	43	0	16	56	13	22	19				

分団名	地区名	種別	車名 ポンプ名	ポンプ 型式	年式	経過 年数	備考
本部	一	指揮車	ニッサン	軽自動車 (箱バン型)	H30	1	クリッパー
		指令車	三菱	RV車	H22	10	パジェロ
		資機材搬送車	スズキ	軽自動車 (トラック)	R1	0	キャリア
第一分団	弘見	積載車	いすゞ		H22	10	救助資材搭載型
		小型動力ポンプ	シバウラ	SF756AZ	H22	10	
		積載車	ニッサン		H17	14	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H17	14	
	龍ヶ迫	積載車	ダイハツ		H25	6	
		小型動力ポンプ	トーハツ	VF21AS	H25	6	
	泊浦	積載車	ニッサン		H13	19	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H13	19	
第二分団	橘浦	積載車	トヨタ		H26	5	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H26	5	
	安満地	積載車	トヨタ		H30	2	
		小型動力ポンプ	シバウラ	FF400AS	H30	2	
第三分団	柏島	積載車	ニッサン		H16	16	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H16	16	
	一切	積載車	ニッサン		H10	21	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H23	8	
第四分団	古満目	積載車	ニッサン		H19	12	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H19	12	
	中央	積載車	トヨタ		H30	1	
		小型動力ポンプ	シバウラ	FF400AS	H30	1	
第五分団	周防形	積載車	トヨタ		R2	1	
		小型動力ポンプ	シバウラ	FF400AS	R2	1	
	西泊	積載車	ニッサン		H21	10	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H21	21	
	櫻ノ浦	積載車	三菱	軽自動車	H17	15	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H17	15	
第六分団	姫ノ井	積載車	トヨタ		H27	4	
		小型動力ポンプ	シバウラ	SF651ZFI	H27	4	
	春遠	積載車	トヨタ		H28	3	
		小型動力ポンプ	シバウラ	SF651ZFI	H28	3	
第七分団	才角	積載車	トヨタ		R1	0	
		小型動力ポンプ	シバウラ	FF400AS	R1	0	
	大浦	積載車	ニッサン		H20	11	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H20	11	
	小才角	積載車	ニッサン		H24	7	
		小型動力ポンプ	トーハツ	V6201	H24	7	

2. 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための初動体制、情報収集体制、通信運用体制、火災防衛活動体制、救助・救急体制、広報体制、後方支援体制などの整備に努める。

3. 火災予防運動

- ア. 大月町消防団の年次計画に基づき、予防広報(パンフレット)の配布を行う等のほか、定期広報として町の発行する『おおつき』に掲載し、火災予防を呼び掛ける。
- イ. 大月町消防団の年次計画に基づき、消防団による火災予防宣伝は毎年春と秋の火災予防週間を通じて、消防団広報車で住民に呼び掛けを行う。また、火災警報発令中は、随時消防団広報車等により火災予防の呼び掛けを行う。
- ウ. その他、各種会合を利用して、町民に対し臨機に広報を行う。

4. 防火管理制度の確立

防火管理体制の確立のため、建築物の所有者等に対して以下の指導を行う。

- ア. 一定規模以上の対象物(病院、学校等)における、消防法施行令に定める資格を有する防火管理者の選任
- イ. 訓練、講習会等の実施による自主防災体制の確立
- ウ. 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底
- エ. 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

5. 火災予防査察

火災警報が発令された場合はもちろん、通常においても火災発生及び被害の拡大を防止するため、次のとおり火災予防査察を実施する。

5-1. 定期予防査察

町内全般の住家及び防火対象物に対する予防査察は、幡多西部消防組合大月分署の年次計画に基づき、毎年1回、全団員をもって実施する。

5-2. 臨時予防査察

臨時に予防査察の必要があるときは、幡多西部消防組合大月分署の計画に基づき、団幹部及び消防主任が特定防火対象物を主な対象として実施する。

5-3. 特別査察

次の施設を対象に、防火管理者等の協力を得て、予防対策、消火設備、避難設備等の重点的な査察を実施する。

- ア. 工場
- イ. 学校
- ウ. 文化財等の関係施設

5-4. 大月町内の防火対象物

大月町内の防火対象物は次のとおりである。

種別	数量	種別	数量
公会堂又は集会場	3	デイサービス、保育所、福祉センター類	6
遊技場又はダンスホール	1	小学校、中学校、その外学校類	2
飲食店	2	神社、寺院、教会類	1
百貨店、マーケット、物品販売業店舗	3	工場又は作業場	5
旅館、ホテル、宿泊所類	4	その他事業所	3
病院、診療所又は助産所	1	複合用途防火対象物	6
老人ホーム類(長期)	2		

6. 危険物に対する予防措置

危険物に対し、次の火災予防措置を行う。

- ア. 危険物、その他火薬類、プロパンガス等の爆発引火するおそれのある物品を貯蔵する建物・設置場所等を対象に、法令順守状況の実態把握及び法令規制違反事項の是正に努める。
- イ. 危険物取扱責任者等に対する法令講習の実施及び消防訓練の指導等、防火教育の徹底を図るとともに、自衛消防組織の育成を推進する。(資料 11 危険物貯蔵所等)

7. 消防団の教育訓練

7-1. 学校教育訓練

消防団員の知識・技術の向上を図るため、高知県消防学校における教育に派遣する。入校人員・入校時期等については、消防団役員会において毎年計画を立てて実施する。

7-2. 一般教育計画

大月町消防団の年次計画に基づき、図上演習、法令研究等の学科教育は消防学校修了者を主体に分団ごとに行う。また、実技教育については、適時団幹部が新任団員を対象として、機械器具の取扱い、消火戦術等を教育する。

7-3. 訓練計画

(1) 合同訓練

消防団は、毎年1回全団員を召集し、次の事項について訓練を行うものとする。

- ア. 消防用機械器具操法訓練
- イ. 機械運用及び防水訓練
- ウ. 操法訓練
- エ. 密集地帯消防訓練
- オ. 破壊消防訓練

(2) 個別訓練

消防団役員会において協議のうえ、分団ごとに次の事項等について訓練を行う。

- ア. 人命救助訓練
- イ. 通信連絡訓練
- ウ. 特殊火災消防訓練
- エ. 飛火警戒訓練
- オ. 林野火災訓練
- カ. 自動車火災消火訓練
- キ. その他災害応急対策訓練

第8節 林野火災予防計画

本町では、山林原野が約78%を占め、その内国有林が8.0%を占めている。林野火災の消火活動は、地形的にも水利的にも条件が悪いため、非常な困難を伴う。消火活動にあつては、下記事項について総合的な検討を加え、四万十森林管理署とも十分な連絡体制を保持するものとする。

また、毎年行っている林野火災の火防宣伝等の広報活動を充実し、防火思想の普及を図るものとする。

1. 林野火災消防計画の確立

林野火災については、家屋の火災と趣を異にし、また発生要因も多岐に渡るため、消防計画の確立には困難が予想されるが、森林の状況、気象条件、地理水利の状況等を調査検討のうえ、次の事項について計画を作成する。

- ア. 出動部隊の出動区域の決定
- イ. 出動順路と防御担当区域の決定
- ウ. 消火器材、器具と水利の確保
- エ. 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ. 応援隊及び後援活動、応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ. 応急防火線の設定
- キ. 救急体制の確保
- ク. 大規模な林野火災時における県消防・防災航空隊、自衛隊等への応援要請

2. 町が行う予防対策

町は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、次の林野火災の予防対策を講ずる。

- ア. 住民の林野火災予防意識の啓発
- イ. 火入れに対する火災予防条例に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止の指示
- ウ. 火災発生危険期における重点的な巡視の実施
- エ. 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄

3. 林野所有者等の予防対策

町は、林野火災を予防するため、林野の所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)に対し、次の事項について指導を行うものとする。

- ア. 火の後始末の徹底
- イ. 防火線、防火樹帯の設置
- ウ. 自然水利の活用等による防火用水の確保

エ. 林野の防火措置の明確化

オ. たき火又は火災と紛らわしい煙若しくは火災を発する恐れのある行為をしようとする場合にあっては、幡多西部消防組合火災予防条例に定める事項の遵守

カ. 火災多発期における見回りの強化

また、林野の所有者等は、所有又は管理する林野の火災予防責任、防火措置責任を有することを認識し、その責を果すとともに、町の指導に従わなければならない。

第9節 危険物等災害予防対策

1. 危険物等の定義

本計画における危険物等の定義は次のとおりである。

用語	定義
危険物	消防法第2条第7項に規定されているもの
高圧ガス	高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
火薬類	火薬取締法第2条に規定されているもの
毒物・劇物	毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

※町内の危険物貯蔵所等は【資料12 危険物貯蔵所等】参照。

2. 危険物災害予防対策

危険物による災害の発生を防止するため、関係機関と連携して、保安体制の強化、施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

2-1. 規制・指導

危険物の管理者等に対し、次の規制及び指導を行う。

- ア. 危険物施設に対する立入検査及び保安検査を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ. 危険物施設内の危険物取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立ち会いを徹底させる。
- ウ. 県警察と連携して、危険物運搬車両の一斉取締まりを実施する。
- エ. 予防規程の策定を指導する。
- オ. 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- カ. 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。
- キ. 災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

2-2. 自主保安体制の確立

危険物施設等における自主保安体制を確立するため、次の事項について指導を行う。

- ア. 自衛消防隊の組織化
- イ. 活動要領の策定
- ウ. 保安教育、消火訓練等の実施手法
- エ. 危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄
- オ. 無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保

2-3. 啓発

危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質の向上、保安意識の高揚に努める。

3. 高圧ガス災害予防対策

高圧ガス災害の予防対策は、県により、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等関係法令の周知徹底・規制、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚が図られている。

4. 火薬類災害予防対策

火薬類災害の予防対策は、県及び県警察により、盗難防止対策、火薬類取締法等の関係法令の周知徹底・規制、保安検査、立入検査に伴う指導・措置の実施、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚等が図られている。

5. 毒物・劇物災害予防対策

毒物・劇物災害の予防対策は、県により、毒物及び劇物取締法等の関係法令の周知徹底・規制、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚が図られている。

6. 住民の安全確保のための体制整備

町及び防災関係機関は、事業者や地域住民との連携のもと、次の事項を行い、危険物等災害に対し安全を確保するための体制整備に努める。

- ア. 事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を予め町に提供する。
- イ. 町は、県の協力のもと、地域の防災的見地から危険物等災害にかかる調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及する。
- ウ. 町は、地域住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。
- エ. 事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報について予め整理しておく。

第10節 気象業務計画

災害の危険を知らせる雨量情報等の気象情報や、水位情報等をいち早く的確に把握するため、各種観測機器の充実に努める。

1. 気象観測施設の充実

現在、高知地方気象台が発する気象に関する情報及び国、県の設置する観測機器からの情報は、高知県総合防災情報システムにより入手しているところである。

しかしながら、近年、極めて局地的な豪雨が全国各地で発生する状況にあり、水防活動、避難活動等を迅速、的確に行うことの必要性が高まっている。

このため、町内全河川を網羅した水位計、雨量計、各種センサー等の観測機器の充実や、ブザー・警告灯等の警報装置の早急な設置に努める。

【資料13 水位観測所及び雨量観測所】

2. 気象に関する注意報及び警報

気象現象により被害が予想される場合、又は重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される注意報又は警報は、その都度高知地方気象台から県知事を通じ大月町へ通報される。

また、台風その他の異常気象等についての情報も、上記の経路で適時具体的に通報される。

【資料14 気象台で発表する注意報・警報の種類とその基準】

第11節 ライフラインの災害予防計画

各施設管理者は、洪水、地震、津波等の災害に対する機能維持、及び応急復旧体制の整備を図る。

1. 電力

電力事業者は、次の災害予防対策を行う。

- ア. 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講じる。
- イ. 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ. 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。
- エ. 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。
- オ. 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

2. ガス

LPガス事業者は、次の災害予防対策を行う。

- ア. 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- イ. 事業所の耐震化、浸水対策、LPガス容器の流出防止対策に努める。
- ウ. LPガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。

3. 上水道

町は、上水道について次の予防対策を行う。

- ア. 管路の多重化等によりバックアップ体制を構築する。
- イ. 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ. 災害時に必要な応急給水に使用する給水車、給水タンク、その他資機材等の整備を図る。
- エ. 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

4. 下水道

町は、下水道について次の予防対策を行う。

- ア. 特に重要な管路については、バックアップ機能の導入を検討する。（施設の複数化や雨水管渠の活用等）
- イ. 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ. 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- エ. 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。

5. 通信

通信事業者は、通信施設について次の予防対策を行う。

- ア. 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。
- イ. 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。
- ウ. 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。
- エ. 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

第12節 防災施設、設備の整備計画

災害による被害の防止、軽減を図るため、各種防災施設、設備の整備を推進する。

1. 防災中枢機能の確保・充実

次の事項を行い、災害時の防災中枢機能の確保・充実を図る。

ア. 施設、設備の整備及び安全性の確保

- ・防災拠点施設及び長期避難施設への太陽光発電施設・蓄電池システムの導入
- ・長期避難所の整備・拡充(旧県立宿毛高校大月分校体育館耐震化)

イ. 総合防災機能を有する拠点・街区の整備

【拠点施設整備計画】

防災コミュニティーセンター	西泊
地区防災活動センター	大浦、西泊、安満地、柏島、平山

2. 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集伝達等を迅速かつ的確に行うため、通信設備の強靱化を図り防災行政無線のデジタル化により双方向からの通信を可能とするなど設備の充実を図る。

3. 倉庫等の配置及び構造

水防資材、救助物資並びに災害備蓄品等の備蓄倉庫については、分散型の整備とするため弘見、姫ノ井地区に配置するものとし、設備の規模は弘見地区が避難者1,800名、姫ノ井地区が1,000名の1週間分の備蓄品が保管できる規模とする。また、それら自体が被災することのないよう構造や付帯設備も十分考慮する。

4. 資器材、物資の充実、点検

災害応急対策の万全を期するためには、消防車、ジープ等の車両や水防資材、救助物資等の資器材、備蓄物資等を十分保有し、整備しておくことが必要である。このため、これらの充実及び適正配置を図るとともに、災害時に有効に使用されるよう定期的に点検を行う。また、水防資材、救助物資等の資器材備蓄物資が不足する場合に対処するため、それらを緊急調達し得る体制を確立しておく。

5. 停電対策

保有する施設、設備について、自家発電施設等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとする。その際、十分な期間の発電が可能となるような燃料（軽油、ガソリン、LPガスなど）の備蓄に努める。また、太陽光による発電施設と蓄電池の整備を行い、最小限の電力を長期間確保できる体制を構築する。

【太陽光等整備計画】

	施設名	整備
防災拠点	庁舎	発電設備 20kw・蓄電池 16kwh
	消防分署	発電設備 10kw・蓄電池 16kwh
拠点避難所	大月小学校・大月中学校	発電設備 20kw・蓄電池 17kwh
	東部体育館	発電設備 10kw・蓄電池 17kwh

第13節 緊急物資確保対策

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

1. 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食料等の物資の個人備蓄を推進する。

【参考】一人当たり必要量の目安

飲料水：3～7日分（1日3リットル）

食料：3～7日分

2. 町による備蓄

2-1. 備蓄の方針

町は、次の方針により備蓄を推進する。

- ア. 避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資等の備蓄を進める。
- イ. 孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。
- ウ. 配布計画を作成する。
- エ. 流通在庫を調査し、流通備蓄を把握する。
- オ. 地域の特性や要配慮者の特性を考慮のうえ重要物資を選定し、それらの優先的な確保に努める。

【参考：重要物資の例】

飲料水、食料、粉ミルク、毛布、衛生用品（おむつ、生理用品）、仮設トイレ

2-2. 備蓄計画

平成25年5月に公表された〔高知県版〕南海トラフ巨大地震による被害想定によると、L2クラス（※）の地震が発生した場合、本町で発災後1日後の避難者数が2,800人と想定されている。

他市町村との交通網が脆弱な本町では、長期的な孤立化が想定されるため、全ての避難者の7日分の食料及び飲料水を確保できるよう計画的な備蓄に努める。

（※L2クラス…発生頻度は極めて低い、現時点の最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震）

3. 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶ等、調達の体制を整備する。

4. 県との連携

備蓄の推進にあたっては、次の事項を行うことにより、県との連携を図る。

- ア. 県と連携して備蓄目標を設定する。
- イ. 供給計画を県に報告する。

※県は、県全体の状況を把握し、緊急に必要な重要物資の備蓄に努める。

5. 給水体制の整備

5-1. 応急給水の確保

3日間の給水を可能にすることを目標とし、次の整備を推進する。

- ア. 給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策など）
- イ. 応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保
- ウ. パック水の備蓄
- エ. 指定避難所での井戸水の活用等の自活対策を推進する

5-2. 供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄を行う。

第14節 情報収集・伝達体制の整備

1. 連絡体制の整備

次の事項を行い、連絡体制の整備を推進する。

- ア. 他の防災関係機関との相互の情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための連絡体制を明確にする。
- イ. 情報の整理と発信を一元的に取り扱う部署・担当者を定め、対外的な情報発信の窓口を一本化しておく。
- ウ. 夜間、休日においても対応できる体制を整備する。

2. 多様な情報収集・伝達手段の整備

次の事項を行い、多様な情報収集・伝達手段の整備を推進する。

- ア. 「高知県防災行政無線システム」の適切な管理運営
- イ. 防災行政無線の整備充実
- ウ. 独自の防災情報システムの整備充実
- エ. 消防救急無線の整備充実
- オ. 防災監視カメラ及び画像伝送システムの整備充実
- カ. 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備充実

3. 通信の確保

3-1. 通信手段の防災対策

災害時の通信手段を確保するため、次の対策を推進する。

- ア. 適切な点検整備
- イ. 耐震性の強化
- ウ. 停電対策
- エ. 情報通信施設の危険分散
- オ. 通信路の多ルート化
- カ. 通信ケーブルの地中化
- キ. CATV ケーブルの地中化
- ク. 無線を活用したバックアップ対策
- ケ. 無線のデジタル化

3-2. 非常通信の確保

次の事項を行い、災害時の非常通信を確保する。

- ア. 非常通信体制の整備
- イ. 有線・無線通信システムの一体的運用
- ウ. 携帯電話・衛星携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備
- エ. NTT 及び NTT ドコモの災害時優先電話の活用

4. 住民への情報提供体制の整備

次の事項を行い、災害時の住民への情報提供体制を整備する。

- ア. インターネットの活用など多様な広報手段の整備を図る。
- イ. 携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディアやワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- ウ. 災害時における放送事業者への放送要請について体制を整備する。
- エ. 放送事業者を通じ被災者等に提供すべき情報を整理しておく。
- オ. 発災から復旧・復興の各時点に応じ、対応方法や必要情報の収集を工夫しながら、住民からの問い合わせ等に対する広聴体制を整備する。
- カ. 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等の情報入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- キ. 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、避難元と避難先の市町村間で情報を共有する仕組みの整備を図る。

第15節 防災活動体制の整備

1. 初動体制の整備

迅速な初動体制の確立を図るため、参集基準を明確にするとともに、実践的な初動体制確立の訓練を実施する。

2. 防災関係機関等との連携体制の整備

2-1. 広域応援体制の整備

(1) 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備

実践的な訓練等を通じ、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制及び受入体制の整備を図る。

(2) 市町村間相互の応援体制の整備

相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他の方法により、他市町村との円滑な相互応援のために必要な措置を講ずる。

(3) 広域一時滞在の要請又は受け入れ体制の整備

大規模災害時において、被災者の町域を越えた避難が必要となることを想定し、県内外の他市町村への避難（広域一時滞在）のための協定の締結に努める。

また、他市町村からの広域一時滞在の受け入れに備え、受け入れ先の避難所の選定等、受け入れ体制の整備を推進する。

2-2. 自衛隊との連携

次の事項の実施により、自衛隊との連携体制の強化を図る。

- ア. 町、県及び自衛隊のおおのこの計画の調整を図り、協力関係について定めておく
- イ. 適切な役割分担の検討
- ウ. 相互の情報連絡体制の充実
- エ. 共同の防災訓練の実施

2-3. 民間事業者との連携

物資供給事業者等（災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材又は役務の供給、提供を業とする者その他災害応急対策又は災害復旧に関する活動を行う民間の団体）の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講ずるよう努める。

3. 複合災害への備え

同時又は連続して2以上の災害が発生することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象（例えば、地震及び津波に加え、豪雨災害等が発生した場合など）が発生した場合を想定した体制の確保に努める。

4. 各種データの整備保存

災害発生後の迅速な復旧復興を図るため、各種データの整備保存に努める。

特に、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等の整備保存並びにバックアップ体制を整備する。

第16節 防災知識普及計画

大月町の住民、職員、防災関係者等に対して、災害から生命を守り、被害を軽減するための防災知識の普及を行う。

1. 防災の普及・啓発

1-1. 防災意識の啓発

「自らの安全は自ら守る」のが防災の基本であるため、住民に対し、次の点について防災意識の普及を行う。

区分	防災意識の普及内容
自らの安全確保	ア. 平常時より災害に対する備えを心がける イ. 発災時には自らの安全を守るよう行動する
防災への寄与	ア. 初期消火を行う イ. 近隣の負傷者、要配慮者を救助する ウ. 避難場所で自発的に活動する エ. 国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力する

1-2. 防災知識の普及

防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、震災時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震が発生した場合にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の啓蒙を図る。

また、地震・津波災害に備え、家庭での予防・安全対策を推進するため、各家庭に対し次の内容について啓蒙を行う。

- ア. 災害時の家族内の連絡体制の確保
- イ. 3～7日分の食料、飲料水等の備蓄
- ウ. 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- エ. 木造住宅の耐震診断、耐震改修の実施
- オ. 家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策
- カ. 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動
- キ. 避難場所での行動
- ク. 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の設置

2. 防災教育

研修会、講演会、パンフレット等の配布を行い、住民や職員に対して防災教育を推進するとともに、学校教育や社会教育等の機会を利用して防災知識の普及を図る。

2-1. 住民に対する防災教育

(1) 町広報「おおつき」等の活用

町内全世帯を対象に町広報「おおつき」等を通じ、町民に災害対策の周知徹底を図る。広報内容の例を以下に示す。

区分	内容
知識	ア. 各機関の実施する防災対策 イ. 災害の基礎知識 ウ. 地域の災害特性・危険場所
災害への備え	ア. 避難場所や避難経路の確認 イ. 家具等の固定、家屋・塀・擁壁の安全対策 ウ. 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加 エ. 3～7日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の物資の備蓄 オ. 非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備 カ. 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動、避難場所での行動の確認 キ. 災害時の家族内の連絡体制の確認
災害時の行動	ア. 身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法 イ. 要配慮者への支援 ウ. 情報の収集方法

(2) パンフレット等の作成

広報資料の作成、防災教育の充実等、次の方法によって防災知識の普及を図る。

- ア. 町のおかれた自然条件等についての住民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成等に努める。
- イ. 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修の実施等による防災知識の普及啓発に努める。

(3) 報道機関の協力

防災知識の普及啓発を図るために、報道機関に対して積極的に協力を依頼するとともに、本町の災害対策についての計画等、必要な情報記事を絶えず提供するように努める。

(4) 防災研修の実施

1) 危険物を有する施設などにおける防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

2) 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地においては、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や防犯活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

2-2. 職員に対する防災教育

(1) 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係法令の説明研修会等を行い、主旨の徹底を図るとともに、土木、水防、建築その他防災技術の習得に努める。

(2) 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

(3) 印刷物

災害の原因、予防、応急対策、その他必要事項等をまとめた防災活動の手引書、パンフレット等を作成し配布する。

2-3. 学校教育における防災教育

(1) 教科指導

教科の指導において、災害の種類、原因、実態、並びにその対策等防災関係の事項を取り上げ習得させる。

(2) 防災訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動について習得させる。

(3) 特別活動における教育

防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。

2-4. 社会教育における防災教育

(1) 講座

防災に関係の深い気象学等の基礎的知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得についての講座を教育課程に編成する。

(2) 実習

救助の方法、特に人工呼吸に対する知識と技術について体得させる。

(3) 見学

防災関係機関、施設並びに防災展等の見学を行う。

3. 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、次の取り組みを実施する。

- ア. 大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- イ. 災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- ウ. 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第17節 防災訓練計画

住民に対する防災訓練の実施、指導を行い、被災時における行動の習熟を図る。

また、防災会議の機能を活用し、高知県、その他防災機関等と連携して総合的訓練を実施し、防災計画の周知並びに適否検討と防災体制の基礎の確立を図る。

1. 住民に対する防災訓練の実施及び指導

住民に対し、次のとおり防災訓練の実施、指導を行う。

- ア. 防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。
- イ. 定期的な防災訓練を、早朝、夜間等様々な条件を想定し、地域、職場、学校等においてきめ細かく実施する。また、地震発生時の避難方法や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2. 職員に対する防災訓練

2-1. 図上演習

(1) 実施要領

県、防災関係機関等と共同で、次の内容に関する図上演習を行う。

- ア. 関係地域内の災害予防に関する施設・事業の概況説明
- イ. 想定した被害状況の下で、災害応急対策の図上シミュレーションの実施
- ウ. 上記に基づく現状における問題点の洗い出しと改善策の立案

(2) 実施回数

図上演習の実施回数は次のとおりとする。

- ア. 防災会議において年1回以上実施する。
- イ. 消防会議においては、幹部教養として機会あるごとに実施する。

2-2. 実地訓練

想定した災害に基づき、次の実地訓練を行う。

(1) 水防訓練

土木事務所・警察・医療機関と協議打合せを行い、消防団を中心として毎年1回、次の訓練を実施する。

- ア. 水防訓練
- イ. 災害避難及び救助訓練
- ウ. 災害通信連絡訓練
- エ. 非常召集訓練

(2) 消防訓練

消防訓練としては、①15名の学校教育訓練、②2ヶ分団の臨時訓練、③合同訓練の3種類の訓練を実施する。

なお、訓練計画の内容は次のとおりである。

- ア. 機械器具の操法
- イ. 非常召集・出動・通信連絡
- ウ. 人命救助
- エ. 一般火災訓練
- オ. 特別物件の火災予防
- カ. 爆発物等の特別消火訓練
- キ. 災害応急対策

(3) 災害通信訓練

特定地区に対し、一定の想定のもとに通信訓練を行う。

(4) 非常召集訓練

災害対策本部条例に基づく人員配備計画により、非常呼集を行う。

(5) 総合訓練

図上演習を基本とし、防災会議の機能を活用し、災害発生時において町及び関係機関が行う業務に関する総合訓練を行う。

3. 訓練の評価

訓練終了後には、訓練成果を取りまとめ、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第18節 自主防災組織

自主防災組織とは、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織である。

現在、大月町には35 自主防災会と11 女性防火クラブがあり、災害に際し、地域の防災や町災害対策本部に対する協力体制ができているが、更に防災訓練等を実施することにより防災組織力の強化を図る。(第3章第1節「組織計画」参照)

1. 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」は次のとおりである。

- ア. 地域で起きる災害について正しい知識を広める取組み
- イ. 災害発生時に安全に避難する取組み
- ウ. 高齢者など要配慮者への支援

2. 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、台風・火災・その他の災害発生に対処するため、「自分たちの地域は自分たちで守る」という基本理念の下、平常時及び災害時において以下の活動を行う。

2-1. 平常時の活動

平常時の活動内容は次のとおりである。

- ア. 災害に関する知識の普及
- イ. 地域における危険箇所の把握と周知
- ウ. 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- エ. 防災訓練の実施
- オ. 高齢者、障害者等の要配慮者の把握
- カ. 家庭における防災点検の実施
- キ. 情報収集・伝達体制の確認
- ク. 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄・点検

2-2. 災害時の活動

災害時の活動内容は次のとおりである。

- ア. 集団避難、要配慮者の避難誘導
- イ. 地域住民の安否確認
- ウ. 救出・救護の実施
- エ. 初期消火活動
- オ. 情報の収集・伝達
- カ. 給食・給水の実施及び協力
- キ. 避難所の運営に対する協力

3. 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団は、地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。このため、町は、次の事項を行うことにより、消防団の活動能力の向上を図り、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

- ア. 青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。
- イ. 消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。
- ウ. 消防団の施設・装備を充実し活動環境の整備に努める。
- エ. 被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努める。
- オ. 町広報誌「おおつき」等を活用し消防団活動の周知を図る。

4. 消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化

消防団、自主防災組織、自主防犯組織について、次のとおり育成強化を図る。

- ア. 自主防災組織の育成、強化を図るため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施する。
- イ. 平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、消火、救助、救護のための資機材の充実を図る。
- ウ. 地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に関し、助成その他の支援を行う。

【参考：災害対策基本法第7条（住民等の責務）】

第七条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

5. 自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携

防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と消防団・防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

6. 地区防災計画の策定

住民は、地区防災計画を策定し、地域防災計画に定めることを町防災会議に提案することができる。

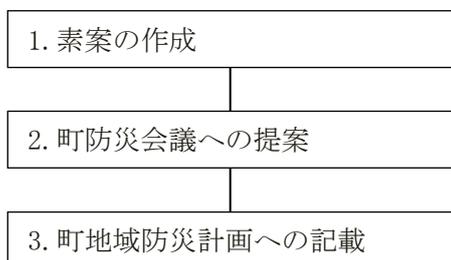
6-1. 地区防災計画の記載事項

地区防災計画は次の事項について定める。

- ア. 地区居住者等（地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者）が共同して行う防災訓練に関する事項
- イ. 地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄に関する事項
- ウ. 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援に関する事項
- エ. その他、当該地区における防災活動に関する事項

6-2. 地区防災計画の策定手順

地区防災計画の策定は、次の手順で行う。



(1) 素案の作成

地区居住者等は、地区防災計画の策定を要求する際には、あらかじめ地区防災計画の素案を作成しておかなければならない。なお、地区防災計画の素案は本計画に抵触するものであってはならない。

(2) 町防災会議への提案

地区居住者等は、町防災会議に対し、内閣府令で定める方法により計画の提案を行う。

(3) 町地域防災計画への記載

町防災会議は、地区居住者等により地区防災計画の提案がなされた場合には、遅滞なく、当該計画策定の必要性を判断し、必要があると認められたときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

また、計画策定の必要がないと判断した場合には、遅滞なくその旨及びその理由を地区居住者等に通知する。

6-3. 地区防災計画による防災活動の実施

地区防災計画が定められた場合において、地区居住者等は、地区防災計画に従って防災活動を実施するよう努めなければならない。

7. 自主防災組織

- ア. 平常時は、計画、組織強化、資機材の点検を行う。
- イ. 災害時は、町長(災害対策本部設置後は本部長)の要請に基づき出動し、町長の指揮のもと、関係団体と協力して行動する。

第19節 企業防災

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自衛防災組織の育成強化等に努めます。

1. 災害時に事業所が果たす役割

災害時に事業所が果たす役割は次のとおりである。

- ア. 従業員や利用者等の安全確保
- イ. 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- ウ. 事業の継続（経済活動の維持）
- エ. 二次災害の防止

2. 企業防災の促進

企業防災を促進するため、次のことを行う。

実施主体	実施内容
企業	ア. 災害時行動マニュアルの作成 イ. 防災体制の整備 ウ. 防災訓練の実施 エ. 施設・設備の整備 オ. 地域の防災訓練への参加 カ. 地域の自主防災組織との協力 キ. 企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚
大月町	ア. 優良企業表彰の実施、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施 イ. 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ ウ. 防災に関するアドバイスを行う。

第20節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

1. 避難施設の整備

1-1. 避難施設の種類と概要

町は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合における円滑な避難を確保し、また、被災者を一時的に滞在させるため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。

指定緊急避難場所及び指定避難所の概要は以下のとおりである。

名称	目的・概要	選定対象
指定緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の円滑かつ迅速な避難の確保のために住民等を一時的に避難させるための場所 ○ 災害の発生により生命等の危険が迫っているときに、これらから逃れることを目的とする 	施設又は場所
(広域避難場所)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定緊急避難場所のうち、大規模な市街地の火災により生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保するための場所 	公園、グラウンド等の場所
指定避難所	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害により住居を失った被災者等を滞在させるための施設 ○ 災害による生命等の危険が去った後、必要に応じて開設する 	公共施設その他の施設

※指定緊急避難場所及び指定避難所は、相互に兼ねることができる。

1-2. 指定緊急避難場所

(1) 指定緊急避難場所の要件

災害時の一時的な避難に備え、①山くずれ等、②洪水、③地震、大火等、④高潮・津波の場合における指定緊急避難場所をそれぞれ選定する。指定緊急避難場所の要件は以下のとおりである。

想定する災害	要件
全て	① 管理の方法が次の基準に適合すること ア. 災害時に開放できること イ. 居住者等受入部分（下記②イ.における居住者等受入部分までの経路も含む）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること
地震以外	② 安全区域（※1）内にあることまたは安全区域外であっても以下の基準に適合すること ア. 想定する災害に対して安全な構造であること（※2） イ. 洪水等を想定した施設の場合、想定される浸水の高さ以上の高さに居住者等受入部分（※3）があり、その場所までの避難上有効な階段その他の経路があること
地震	③ 以下のいずれかに該当すること ア. （建物の場合）建築基準法における耐震性の基準に適合すること イ. （建物以外の場合）周辺に地震により危険となることが想定される建築物や工作物がないこと

※1：災害が発生した場合において人の生命または身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域のこと。

※2：当該災害により生ずる水圧、波力、振動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。また、当該災害が津波である場合には、建築基準法における耐震性の基準に適合すること。

※3：避難者の受入れの用に供すべき屋上その他の部分のこと。

(2) 指定緊急避難場所の収容性

指定緊急避難場所における避難者一人当たりの面積は概ね1㎡以上とし、昼間人口も考慮した要避難地区の全ての住民を収容できるよう整備を推進する。

(3) 避難路の選定及び整備

避難場所へ通じる避難路を選定する。避難路の選定及び整備の基準は次のとおりである。

【選定】

- ア. 危険のないところであること
 - ・ 土砂災害、浸水等が予測される地域でないこと
 - ・ 延焼の危険性のある建物や危険物施設の近くでないこと

- ・ 地下に危険な埋設物がないこと
- ・ 耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと
- イ. 自動車の交通量がなるべく少ないこと
- ウ. 避難場所まで複数の道路を確保すること
- エ. 避難路は相互に交差しないこと

【整備】

- ア. 新たに整備する避難路は、舗装工を施し手摺を整備する
- イ. 舗装工の幅員は1.5m～1.0mを基本とする
- ウ. 段差の解消は、スロープ工を基本とするが、地形上困難な場合階段工を用いる
- エ. 一つの避難場所に、複数の避難路を整備できるよう検討する

(4) 地域住民の参画

避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行なう。

1-3. 広域避難場所

(1) 広域避難場所の要件

広域避難場所の要件は、指定緊急避難場所一般の要件に加えて、広い面積を有する場所であることとする。

(2) 避難路の選定

広域避難場所へ通じる避難路は、原則として2車線で歩道を有する道路の中から選定する。

1-4. 指定避難所

(1) 指定避難所の要件

長期的な避難を想定し、被災者が一定期間生活するための施設として、指定避難所を選定する。学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

なお、一般的な避難所に加え、要配慮者を対象とした福祉避難所の指定も検討する。指定避難所の要件は以下のとおりである。

対象	要件
全ての指定 避難所	① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること ※避難者一人当たりの面積を概ね2㎡とする ② 耐震構造を有するなど、安全な建物であること ③ 速やかに被災者等を受入れ、または生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造または設備を有すること ④ 車輛その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること ⑤ トイレの利用が可能なこと ⑥ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること

対象	要件
福祉避難所	① 要配慮者の良好な生活環境の確保のために必要な以下の基準に適合すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること（バリアフリー化等） ・ 災害時に、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることが出来る体制が整備されること ・ 災害時に、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること

(2) 指定避難所の機能の整備

避難所に必要な施設・設備・機器の整備に努める。整備に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い等、多様なニーズに十分配慮する。

町で整備できない品目については、関係機関との応急支援に関する協定の締結により対応する。

【避難所に必要な施設等の例】

貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用器具、LPガス等

1-5. 管理者の同意の取得

町の管理する施設以外の施設を緊急避難場所または避難所に指定するときは、当該施設の管理者の同意を得なければならない。

1-6. 施設管理者による届出

指定緊急避難場所または指定避難所の管理者（町を除く）は、当該施設を廃止し、又は改築その他の事由により重要な変更を加えようとするときは、その旨を町長に届け出なければならない。

1-7. 指定の取消し

指定緊急避難場所及び指定避難所が廃止されたとき、または上述の要件に適合しなくなったときには、当該施設の指定を取り消す。

1-8. 県への通知及び公示

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定又は指定の取消しを行ったときには、その旨を県に通知するとともに、公示する。

1-9. 住民への周知

避難場所や避難所を指定した場合は、避難場所、避難所、避難路等に案内標識、誘導標識等を設置し、また、これらの施設に関する事項を記載した印刷物の配布等を行うことで、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

2. 避難計画の策定

2-1. 町の避難計画

(1) 避難計画の策定

町は、次の事項についてあらかじめ検討し、避難計画としてとりまとめる。

検討事項	内容
災害発生時の地域の状況についての情報収集体制	○ 防災情報協力員を設けるなどにより、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。
警戒を呼びかける広報活動	○ 災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。 ○ また、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。
避難指示等の判断基準	○ 洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成に努める。 ○ 避難指示等の発令基準については、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報・指定河川洪水予報等の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。
消防団による避難誘導の計画	○ 消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。
土砂災害警戒区域における避難対策	○ 別に定める「大月町土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。
長期的な避難への備え	○ 避難所の管理運営方法及び避難住民への支援に関する事項についてあらかじめ定めておく。

(2) 住民への周知

町は、避難計画の住民への周知に努める。

2-2. 地域の避難計画

住民は、災害から安全に避難できるよう、事前の話し合いや避難開始のサインづくりを推進する。町は、地域によるこれらの活動を支援する。

(1) 避難方法についての話し合い

住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、次のような取り組みを進める。

- ア. 地域の災害についての正しい知識の取得
- イ. 地域の危険箇所の調査
- ウ. 緊急避難場所の検討
- エ. 避難経路の検討
- オ. 避難行動要支援者と一緒に避難する計画づくり

(2) 自主的な避難を促すサインづくり

1) 避難開始のサインの設定

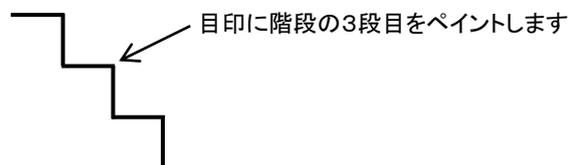
【避難開始のサインとは】

現在の科学技術では、土砂災害の発生などを予測することは困難です。行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、住民はいつ避難を始めたら間に合うのかわかりません。

行政は、観測機器の整備を進めていますが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察知することができます。

住民が自らの経験などから決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が、自らの判断で避難する取り組みを進めようとするものです。

(例) 避難開始のサイン「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



資料：高知県防災会議「高知県地域防災計画（一般対策編）」（H24.12）

住民は、自主防災組織の取り組みなどを通じ、避難開始のサインづくりを進める。
避難開始のサインづくりは、過去に実際に起きた災害の体験等、次の情報を用いて、住民同士の話し合いにより行う。

- ア. 過去の洪水の浸水位、雨量
- イ. 土砂災害が起きたときの雨量
- ウ. 津波が来た位置を示す石碑
- エ. 災害の前兆現象（沢の濁りや落石など）
- オ. 防災関係機関の助言
 - ・河川など施設管理者の助言
 - ・防災関係機関の調査結果（津波浸水予測など）
 - ・気象警報
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・ハザードマップ等の広報資料

2) 避難開始のサインの周知

避難開始のサインは、地域に周知するとともに、必要に応じて水路などに取り付ける。

3) サインづくりの支援

町及び防災施設の管理者は、次の事項を行い、住民のサインづくりを支援する。

- ア. 避難開始のサインの設定に関する助言
- イ. サイン取り付けへの協力

3. 住宅の供給体制の整備

3-1. 応急仮設住宅供給体制の整備

次の事項を行い、応急仮設住宅の供給体制の整備に努める。

- ア. 災害に対する安全性に配慮し、建設可能な用地を把握する。（学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。）
- イ. 建設に要する資機材について調達及び供給計画を作成する。
- ウ. 関係団体と連携し、供給可能量等を把握する。

3-2. 公営住宅、空家等の把握

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空家等の把握に努める。

4. 帰宅困難者対策

町は、買物客、旅行者等で交通機関の停止により帰宅不能となった者の避難生活について、交通機関その他の施設管理者と十分協議しておくものとする。

帰宅困難者受入施設として、道の駅大月（ふれあいパーク・大月）を拠点として、施設の整備や備蓄品の確保を行う。

5. 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は、平常時において避難計画を立て、町、消防署、警察署等との連絡を密にしておくとともに、訓練を実施して万全を期する。

5-1. 避難計画の記載事項

各施設の避難計画には、次の事項を記載する。

施設	記載事項
学校	ア. 避難実施責任者 イ. 避難場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法 ウ. 避難の順位 エ. 避難誘導責任者及び補助者 オ. 避難誘導の要領、措置 カ. 避難者の確認方法 キ. 保護者等への引渡方法
社会福祉施設、病院、保育園等	ア. 避難実施責任者 イ. 避難の時期(事前避難の実施等) ウ. 避難誘導責任者及び補助者 エ. 避難誘導の要領、措置(車両の使用による搬出等) オ. 避難所の設定及び収容方法 カ. 避難者の確認方法 キ. 家族等への引渡方法 ク. 避難誘導者名簿

5-2. 避難計画の作成における留意事項

避難計画の作成は、次の事項に留意して行う。

施設	留意事項
学校、教育行政機関	○ 義務教育の生徒を集団的に避難させることを想定する ○ 保健、衛生に留意する ○ 給食等の方法を検討する
病院	○ 患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する ○ 収容施設を確保し、移送の方法を検討する ○ 保健、衛生に留意する ○ 入院患者に対する実施方法を検討する
興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設	○ 避難者が多数であるため、集中や混乱に配慮する

第2.1節 要配慮者への対策

災害発生時に身を守るために配慮が必要な方々への支援の検討を進める。対策を進めるにあたっては本人の意思、プライバシーの保護、要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮が必要である。

1. 避難行動要支援者の避難対策

1-1. 避難行動要支援者名簿の作成

在宅の要配慮者への迅速・円滑な避難支援及び安否確認の実施のため、町内に居住する要配慮者のうち、災害時の避難に特に支援を要する者（避難行動要支援者）の名簿を作成する。

(1) 避難行動要支援者名簿作成のための情報の収集

避難行動要支援者名簿作成のため、関係部局間で要配慮者に関する情報を共有する。

また、必要に応じて、県その他の関係機関に対して名簿作成のための情報の提供を要請する。

(2) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ア. 介護保険法における要介護3以上に認定された者
- イ. 身体障害者手帳1・2級（総合等級）を所持する者（心臓機能障害、腎臓機能障害のみは除く）。ただし、視覚、聴覚障害者は、等級にかかわらず第1種の手帳を所持する者
- ウ. 療育手帳を所持する者
- エ. 精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- オ. 障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患に該当し、障害福祉サービス等の受給を受けている者
- カ. 前各号に準ずる状態にある者で、町長が必要と認めた者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には次の事項を記載する。

- ア. 氏名
- イ. 生年月日
- ウ. 性別
- エ. 住所又は居所
- オ. 電話番号その他の連絡先
- カ. 避難支援等を必要とする事由
- キ. その他必要な事項

1-2. 避難行動要支援者名簿の保管

避難行動要支援者名簿の保管にあたっては、次の対策を講ずる。

(1) バックアップ体制の構築

災害規模等によっては町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておく。

(2) 情報の適正管理

避難行動要支援者名簿の管理については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

1-3. 避難行動要支援者名簿の更新

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(2) 避難行動要支援者名簿に関する更新情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

1-4. 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(1) 避難支援等関係者となる者の範囲

町は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）となる者を定めておく。

(2) 避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者の同意を得て、避難行動要支援者名簿に記載された情報を避難支援等関係者に提供する。

(3) 情報の漏えい防止のための措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう必要な措置を講ずる。

また、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は、正当な理由なく、名簿情報の提供により知り得た情報を漏らしてはならない。

1-5. 個別計画の策定

災害時の避難支援を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画の策定を推進する。

(1) 個別計画策定の実施主体

個別計画の策定は、避難行動要支援者のほか、町、民生委員や自主防災組織等が連携して行う。

(2) 避難支援者の安全の確保

個別計画の策定にあたっては、避難支援者の安全に十分に配慮する。

1-6. 移送方法の検討

避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送する方法について、あらかじめ定めるよう努める。

2. 社会福祉施設等における防災対策

2-1. 防災体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、施設における防災体制の整備を推進するため、次の事項を行う。町は、これらの活動を支援する。

ア. 安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。

イ. 関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成し、防災対策に取り組みます。

- ウ. 実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理し、防災対策マニュアルを整備する。
- エ. 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全員参加の訓練を実施する。

2-2. 施設・設備の安全確保対策

町、施設管理者、消防機関は、次の安全確保対策を行う。

- ア. 火災報知器、スプリンクラー等の整備
- イ. 非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等
- ウ. 垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の設備の整備
- エ. 施設内における危険物の管理
- オ. その他、立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策

2-3. 施設入所者の避難対策

災害時の円滑な避難のため、次の事項を行う。

- ア. 夜間・休日における災害の発生や状況によっては2度避難することを想定するなど、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成する。
- イ. 夜間の勤務者数での訓練など実践的な避難訓練を実施する。
- ウ. 災害時に職員が的確な判断ができるように図上訓練を実施する。
- エ. 消防団や自主防災組織などと連携した避難体制づくりを進める。

3. 長期避難対策

長期の避難が必要となる場合に備えて、あらかじめ次の事項の実施により必要な体制を整備する。

- ア. 施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応方法の習得に努める。
- イ. 避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居などについて、要配慮者に配慮した計画を策定する。
- ウ. 社会福祉施設等への入所者等一人ひとりについて、他事業所等へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。
- エ. 広域的な避難に備え、県内及び他府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受入れに関する災害協定の締結に努める。
- オ. 避難生活の長期化等に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。
- カ. 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。

4. 要配慮者への情報提供

平常時及び災害時における要配慮者への情報提供について、次の事項の検討を行う。

- ア. 障害のある方への防災知識の普及方法
- イ. 緊急時の連絡方法
- ウ. 外国人に対する情報提供方法

5. 防災関係機関との連携

町は、要配慮者入所施設等の被災後の状況を想定し、施設管理者との連絡体制を確立する。

また、消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導及び助言を行う。

第2.2節 災害時医療救護対策

「高知県災害時医療救護計画」及び「大月町災害時医療救護計画」に基づいた医療活動が実施できるよう、研修会、防災訓練、資機材の整備などを進める。

1. 災害時医療救護体制の整備

1-1. 災害時医療救護体制の概要

高知県における災害時医療救護体制の概要は次のとおりである。

主体	所掌事項
市町村	ア. 直接地域住民の生命、健康を守るための医療救護活動を行う。 イ. 医療救護所において、中等症患者及び重症患者への応急処置及び軽症患者に対する処置を行う。 ウ. 救護病院において、医療救護所では対応できない重症患者及び中等症患者の処置及び収容を行う。
県	ア. 市町村で対応できない広域的な医療救護活動を行う。 イ. 災害医療対策本部、災害医療対策支部を設置し、医療救護活動の総合調整を行う。 ウ. 災害拠点病院において、救護病院で処置が困難な重症患者の処置、収容及び重症患者の広域医療搬送の手配を行う。 エ. 医療従事者の派遣、医薬品等の供給の調整など、市町村の医療救護活動の支援を行う。

1-2. 災害時医療救護体制の整備

災害時医療救護体制を整備するため、次の事項を実施する。

- ア. 医療救護活動及び医療救護施設の整備について、地域の実情に合わせた災害時医療救護計画を策定する。
- イ. 医療救護所、救護病院等を指定し、医療機関管理者等と協議して、それぞれの機能の確保に努める。
- ウ. 地域の医療関係団体や自主防災組織との連携に努める。
- エ. 医療救護所等を設置する場所を、平時から住民に周知する。
- オ. 応急手当等の家庭看護の普及を図る。
- カ. 県及び町の災害時医療救護計画について関係者に周知する。

2. 医薬品等供給体制の整備

医薬品、医療用資機材等の備蓄に努めるとともに、医薬品卸業者、高知県薬剤師会幡多支部等と連携し、医薬品等の確保及び供給体制を整備する。

災害発生時の医薬品等の優先的供給体制について、業者と協定を結ぶなどの整備を行う。

3. 情報伝達体制及び輸送体制の整備

医療救護活動における情報伝達及び輸送体制の整備に努め、次の事項を実施する。

- ア. 県及び関係機関と連携し、医療救護に関する情報の収集伝達体制を整備する。
- イ. 救急医療・広域災害情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- ウ. 負傷者等の緊急搬送体制の整備に努める
- エ. 保有する機動力を効率的に活用するための体制整備を行う。

第23節 緊急輸送活動対策

災害発生時の消火、救助、救急、医療等の活動及び緊急物資の供給を実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1. 輸送拠点の確保

災害時の輸送活動の拠点を確保するため、物資の集配拠点及び臨時ヘリポートの候補地を選定し、必要な整備に努める。

2. 輸送手段の確保

災害時の輸送手段を確保するため、次の事項を行う。

- ア. 緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用を予め計画する。
- イ. 復旧等に必要な人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定等を締結する。
- ウ. 障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を作成する。
- エ. 緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

3. 緊急輸送車両の事前届出の実施

災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制が実施された場合を想定し、災害応急対策を実施するために使用する計画がある車両については、宿毛警察署長に対し、予め事前届出の申請を行う。

第2.4節 防疫・消毒・環境衛生体制の整備

災害発生後に必要とされる消毒・防疫活動体制と、災害ごみ及びし尿の処理体制を整備する。

1. 消毒、防疫活動体制の整備

災害時の消毒活動に向けて、次の事項を行う。

- ア. 災害時の消毒方法の検討及び消毒体制の整備
- イ. 薬剤及び資機材の整備
- ウ. 薬剤及び資機材の調達に関する計画の検討

2. 災害廃棄物処理体制の整備

県の支援のもと、次の事項について検討し、災害時に発生する廃棄物(し尿、生活系ごみ、がれき等)に対して、あらかじめ災害廃棄物処理計画を定めておく。

- ア. 被害状況に応じたごみの量の推計
- イ. ごみの迅速な回収と処理の計画
- ウ. 災害ボランティアとの連携

3. し尿処理体制の整備

県の支援のもと、次の事項について検討し、し尿処理計画を作成する。

- ア. 処理量の推計
- イ. 仮設トイレ等の配置計画
- ウ. 回収用車両の調達など

第25節 罹災証明書交付体制の整備

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を確保し、災害時に罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、次の措置を講ずる。

- ア. 罹災証明書の交付のための調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成
- イ. 他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保
- ウ. その他、罹災証明書の交付のための必要な措置

第26節 防災ボランティア活動の環境整備

大規模災害時には、本来なら自ら実施すべきことが、被災したために実施できなくなる場合がある。そうした場合には、被災していない方やボランティアなどの自発的な支援が被災した方々の大きな助けとなる。

このため、こうした自発的な支援の環境整備を進める。

1. ボランティアの役割

主なボランティアの役割は、次のとおりである。

区分	内容
生活支援に関する業務	ア. 被災者家屋等の清掃活動 イ. 現地災害ボランティアセンター運営の補助 ウ. 避難所運営の補助 エ. 炊き出し、食料等の配布 オ. 救援物資等の仕分け、輸送 カ. 高齢者、障害者等の介護補助 キ. 被災者の話し相手・励まし ク. その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）
専門的な知識を要する業務	ア. 救護所等での医療、看護 イ. 被災宅地や被災建築物の応急危険度判定 ウ. 外国人のための通訳 エ. 被災者へのメンタルヘルスケア オ. 高齢者、障害者等への介護・支援 カ. アマチュア無線等を利用した情報通信事務 キ. 公共土木施設の調査等 ク. その他専門的な技術・知識が必要な業務

2. 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政など災害発生時に連携する必要のある関係者は、定期的に、災害発生時の役割分担など応急対策事項に関する協議を行い、相互の連携の強化を図る。

3. 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーターなど自発的な支援を担う人材の育成を行う。

4. ボランティアの活動体制の整備

町は、災害時に備え次の事項について検討しておく。

- ア. ボランティア活動のための拠点のあつせん又は提供
- イ. 必要な資機材の貸し出し
- ウ. ボランティア活動の調整を行う体制